第3回検討委員会用

事務局案

≪平成２９年度～３３年度≫

第２期島原市教育振興基本計画

～　生命（いのち）・きずな・感謝の心　～

島原市教育委員会

島原市教育方針

島原市の教育は、先人が築いた郷土の伝統と文化を継承し、人間尊重の精神と自然に対する畏敬の念を重んじ、社会の変化に対応し世界の平和に貢献できる調和のとれた市民の育成をめざす。

そのためには、噴火災害復興の体験から学んだ「生命（いのち）・きずな・感謝の心」の精神を引き継ぎ、郷土に誇りをもち、国を愛する心を育てるとともに、心豊かでたくましく生きる子どもたちの育成を図る。

学校、家庭、地域はそれぞれの役割を認識し、一体となって地域の教育力の向上に努め、生涯を通じて学び続けることのできる社会の実現を図る。

とくに、教育に携わるものは、その責任と使命を自覚し、自らの識見を高めるとともに、深い教育愛とすぐれた指導力を身に付け、本市教育の充実と発展に努めなければならない。

島原市教育努力目標

〇確かな学力を身に付け、豊かな心の育成を図る学校教育の推進

〇たくましく生きるための健やかな体を育成する学校体育の推進

〇子どもから大人まで共に学び合う生涯学習の推進

〇たくましい青少年の育成をめざす地域ぐるみの子育ての推進

〇伝統と文化を重んじ、郷土や国を愛する心を育てる教育の振興

目　次

第１章　計画の策定にあたって ―――― 1

１　計画策定の趣旨 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
２　計画の範囲 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
３　計画の期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第２章　島原市の教育施策 ―――― 2

施策体系 ―――― 5

第１節　生き抜く力を育む人づくり ―――― 7

１　確かな学力の育成 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
２　国際化への対応 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
３　特別支援教育の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １２
４　防災教育の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １４
５　豊かな心の育成 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １７
６　健やかな体の育成 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２３
７　食に関する指導の充実 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２５
８　教職員の資質向上 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２６
９　地域と連携・共同 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ３１

第２節　強い絆と豊かな心で結ばれた地域づくり　３４

１　「島原市ココロねっこ運動」の推進 ・・・・・・・・・・・・・・ ３４
２　地域の特性を生かした公民館活動の推進 ・・・・・・・・・・・ ３７
３　社会教育の推進と社会教育関係団体の育成 ・・・・・・・・・・ ４０
４　文化活動の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ４２
５　図書館の充実 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ４３
６　少年センターの充実 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ４５
７　文化財の保護 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ４７

第３節　スポーツを通じた人づくり・地域づくり　５３

１　ライフステージに応じた生涯スポーツの充実 ・・・・・・・・・・ ５３
２　夢を育むジュニアスポーツの充実 ・・・・・・・・・・・・・・・ ５４
３　スポーツを活用した地域活性化 ・・・・・・・・・・・・・・・・ ５６

第４節　安全で安心な教育環境づくり ―――― ５７

１　学校施設の整備・充実 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ５７
２　社会教育施設の整備・充実 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ５９
３　スポーツ施設の整備・充実 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ６０

４　修学支援の実施　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６２

第３章　計画の着実な推進のために　――――――――――　６４

１　計画の周知及び関係機関との連携　・・・・・・・・・・・・・・・　６４
２　計画の進捗管理　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６４

≪資料≫　――――――――――――――――――――――――――――――　６５

第１章　計画の策定にあたって

１　計画策定の趣旨

本市は、雲仙普賢岳噴火災害からの貴重な体験をとおして学んだ「生命(いのち)・きずな・感謝の心」を教育の基盤として、さまざまな施策を講じ、２１世紀をたくましく生き抜く子どもたちの育成とこれに向けた市民皆様の連帯意識の高揚に取り組んできました。

平成１８年１２月、教育基本法が改正され、「地方公共団体は、地域の実情に応じ、教育振興の基本的計画を定めるよう努めなければならない。」との規定が設けられました。

これを受け、本市では、平成２４年２月に平成２４年度から５年間の教育方針に掲げる理念等を具現化するアクションプランとして、「島原市教育振興基本計画」（以下、「第１期基本計画」という。）を策定し、さまざまな施策に取り組んできました。

近年、少子高齢化や高度情報化、厳しい経済情勢や格差の存在などを背景に教育を取り巻く社会情勢は大きく変化してきており、学力・学習意欲や規範意識、体力・運動能力などさまざまな課題が指摘されています。こうした中、これからの教育にあっては、個々の課題について適切に対応するとともに、学校・家庭・地域など、社会を挙げて教育に取り組むことが、これまで以上に必要とされており、教育全般にわたる総合的な取組みが求められています。

特に、今の子ども達には、今日の予測困難な社会を主体的・創造的に生き抜き、次世代をリードしていくための力が必要とされています。答えのない時代に、自分にとって必要な答えを導き出すための確かな学力、幅広い教養、多様な人と協働できるコミュニケーション能力など、これまで以上に心身ともにたくましく生きる力が求められているところです。

今回取り組む第２期教育振興基本計画（以下、「第２期基本計画」という。）の策定にあたっては、第１期基本計画の成果と課題を検証するとともに、国の第２期教育振興基本計画や第２期長崎県教育振興基本計画を参酌するとともに、平成２７年度に策定された島原市教育大綱及び第６次島原市市勢振興計画（平成２７年度中間見直し後）との整合性を保ちながら策定しました。

２　計画の範囲

本計画は、基本的に、本市教育委員会が所管する施策の範囲とします。

なお、本計画では、教育委員会以外が担う施策についても、必要に応じて言及しています。

また、スポーツ分野の詳細に関しましては、別に平成２８年度策定の「島原市スポーツ推進計画」によるものとします。

３　計画の期間

計画期間は、平成２９年度から平成３３年度までの５年間としますが、変更の必要が生じた場合は、適宜、見直しを行うものとします。

第２章　島原市の教育施策

教育は､郷土や国の将来を左右する最優先の政策課題の一つであります｡そのためには、郷土の発展を担う誇りと責任を自覚し、国際社会でも活躍できる心豊かでたくましく生き抜く力を身に付けた人材を育成していくことが大事であります。

本市の歴史の中で、七万石となった島原藩の初代藩主松平忠房公は、ことのほか学問を奨励する中で「文武両道こそは藩の基盤である」と自ら講書を開きました。その好学の遺風から、寛政４年（１７９２年）に発生した未曾有の大災害である島原大変からの復興や将来の国づくりには人材育成こそが急務ということで、翌年には藩校「稽古館」が開校され藩士の教育が行われております。これが、島原地方の教育のルーツであります。

さらに、平成３年の噴火災害から学んだ「生命（いのち）・きずな・感謝の心」の精神を引き継ぎ、学校・家庭・地域の教育力を結集して、心豊かで活力ある生涯学習社会の構築と広い視野に立った施策の推進に努めます。

１　生き抜く力を育む人づくり

○　確かな学力の育成

・一人一人に応じた教育を推進します。
・学力調査の分析結果、学習規律の確立、アクティブ・ラーニングの視点等を生かした授業改善を図ります。
・家庭学習や基本的生活習慣を見直し、「子どもの学びの習慣化」の確立に努めます。
・外国語教育の充実に努めます。

○　豊かな心の育成

・道徳教育の要である特別の教科道徳の授業を充実させます。
・生命の教育に努めます。
・読書活動や文化・芸術教育の充実に努めます。
・生徒指導の充実に努めます。

○　健やかな体の育成

・学校体育の充実を図ります。
・健康教育の充実を図ります。
・食に関する指導の充実を図ります。

○　教職員の資質向上

・教師の授業力の向上を図ります。
・教職員研修の充実を図ります。
・校種間連携の充実を図ります。

○　地域との連携・共同

・地域の教育力を生かした学習を推進します。
・信頼される学校づくりを推進します。
・コミュニティ・スクール導入への協力に努めます。

２　強い絆と豊かな心で結ばれた地域づくり

○　「島原市ココロねっこ運動」の推進

・学校・家庭・地域が連携・協力して地域全体で子どもを育みます。
・子どもの生きぬく力の基礎となる家庭教育の充実を図り、子育てを支援します。
・子どもが安全で安心して活動ができる居場所づくりに努めます。

○　公民館活動の推進や社会教育関係団体の活動支援と地域の絆づくりの推進

・公民館を拠点として、いつでもどこでも誰でも学べる環境づくりを推進します。
・社会教育関係団体の育成を図り、地域に根差した活動を支援します。

○　文化活動の推進と文化の向上

・文化団体の自主運営を支援します。
・優れた舞台芸術に接する機会を提供するため、自主文化事業の実施に努めます。

○　図書館活動の推進

・図書資料の充実、司書業務の充実、利便性の向上を図ります。
・子どもの読書活動を推進します。

○　歴史的遺産の保護をとおした郷土を愛する心の育成

・旧島原藩薬園跡、肥前島原松平文庫、島原城跡をはじめとする文化財の保護に努めます。
・民俗芸能団体が行う伝統文化の継承活動を支援します。

３　スポーツを通じた人づくり・地域づくり

○　ライフステージに応じた生涯スポーツの充実

・子どもから高齢者までスポーツの絆を広げるため、総合型スポーツクラブの充実に努めます。
・スポーツ活動の提供・充実に努めます。

○　夢を育むジュニアスポーツの充実

・ジュニアスポーツの活性化に努めます。

○　スポーツを活用した地域活性化

・全国・国際大会やスポーツ合宿等を誘致し、交流人口を拡大することで地域の活性化に努めます。

４　安全で安心な教育環境づくり

○ **快適で豊かな教育関係施設の充実**

・学校施設、社会教育施設及びスポーツ施設の整備・充実に努めます。

○ **教育環境の充実に努めます**

・教育環境設備の充実に努めます。

・情報教育環境設備の充実に努めます。

○ **夢の実現に向けた修学支援の充実**

・奨学金制度の適正な運営、推進に努めます。

・準要保護児童生徒援助事業の適正な実施に努めます。

○　施策体系

		努力事項	主な施策	頁	具体的な取組
生き抜く力を育む人づくり	確かな学力	1 確かな学力の育成	（1）島原市学力調査の実施	7	学力調査（中学校　国・数・英）の実施
			（2）授業改善の推進	8	学習規律の定着　アクティブ・ラーニングの視点を意識した授業改善　学校訪問
			（3）きめ細かな指導の充実	8	少人数指導（特に習熟度別授業の推進）　学習支援員
			（4）学びの習慣化	9	特設学力向上タイムの設定　家庭学習の定着　学習問題の充実
		2 国際化への対応	（1）ＡＬＴの活用	10	ＡＬＴ配置　ＡＬＴ担当者会
			（2）ながさキッズ　イングリッシュチャレンジ事業の活用	10	イングリッシュキャンプ事業　長崎県中学校スペリングコンテスト　暗誦大会
			（3）国際交流活動の充実	11	中学生海外訪問（ジオ学習　キャリア教育　英語教育）
		3 特別支援教育の推進	（1）一人一人に応じた指導・支援の充実	12	幼・保・小の連携　５歳児健診と連携した就学相談　個別の教育支援計画
			（2）指導体制の充実	13	校内体制　学習支援員の活用　特別支援学級担任会　通級指導教室部会
			（3）関係機関との連携	14	長崎県教育センターとの連携　特別支援学校との連携　医療・福祉との連携
		4 防災教育の推進	（1）防災計画の充実	15	防災計画　避難訓練　通学路交通安全点検
			（2）防災学習の充実	15	防災学習　関係機関と連携
			（3）「いのりの日」の取組	16	「いのりの日」集会
			（4）ジオパークに関する取組	16	小学校３、４、６年生の取組、中学校１年生の取組
	豊かな心	5 豊かな心の育成	（1）道徳教育の充実	18	学校の教育活動全体をとおして行う道徳教育　教育週間　情報モラル教育
			（2）人権学習の充実	18	人権週間の取組
			（3）平和学習の充実	19	小学校４年生社会科見学　８．９平和集会
			（4）読書活動の推進	19	朝の読書タイム　学校司書を活用した図書館運営　学校司書等研修会 学校・家庭における読書活動の推進　公共図書館との連携
			（5）文化・芸術教育の充実	20	小・中学校合同科学作品展　北村西望賞教育美術展　親子粘土教室　市民音楽祭
			（6）生徒指導の充実	21	いじめの防止　生徒指導担当者研修会　スクールカウンセラーの活用　スクールソーシャルワーカーの活用　心の教室相談員の活用　適応指導教室ひまわり
	健やかな体	6 健やかな体の育成	（1）学校体育の充実	23	体育主任会・体育教科担当者会　小学校体育大会　体力向上指導者養成研修会
			（2）部活動の充実	24	中学校総合体育大会　外部指導者の委嘱　部活動指導者研修会
			（3）健康教育の充実	24	フッ化物洗口事業の推進　小児生活習慣病予防検診　薬物乱用防止教室
		7 食に関する指導の充実	（1）教科等を活用した食育の推進	25	教科等での食育指導　栄養教諭・学校栄養職員との連携
			（2）給食を活用した食育の推進	25	給食時間　郷土料理の食体験　地産地消の推進　食物アレルギーへの対応
			（3）家庭・地域と連携した食育の推進	26	朝食摂取等の基本的生活習慣の確立　共食の普及啓発　給食・食育だより 給食試食　学校給食検討委員会
	教職員	8 教職員の資質向上	（1）教職員研修の充実	27	管理職研修会　教務主任研修会　学力結果分析研修会　生徒指導担当者研修会 英語研修　特別支援連絡協議会　学校事務共同実施連絡協議会　教育講演会
			（2）校内研修体制の充実	29	研究校の指定（小・中連携、小・中一貫、特別な教科道徳、小学校外国語活動、アクティブ・ラーニング等についての研究推進）
			（3）校種間連携の充実	29	幼・保・小連携　小・中連携　中・高連携
	地域連携	9 地域との連携・共同	（1）地域の教育力を生かした学習の推進	31	地域人材の活用　兄弟校交流校児童会交流事業　地域学習　キャリア教育
			（2）信頼される学校づくりの推進	33	学校評価　学校支援会議からコミュニティ・スクールへ

		努力事項	主な施策	頁	具体的な取組
強い絆と豊かな心で結ばれた地域づくり	社会教育の推進	1 「島原市ココロねっこ運動」の推進	（1）青少年の体験活動の充実	34	週末余暇活動，通学合宿，夏休み稽古館，子ども会活動
			（2）子育て支援の充実	35	家庭教育学級，健康教育講座，思春期子育て講座Ⅰ，「少年の日」「家庭の日」の推進
			（3）学校と地域社会の連携	36	学校と社会教育関係団体との交流事業，放課後子ども学習室，スクールキッズ，学校支援会議，青少年育成ココロねっこ指導員・ココロねっこ推進員
		2 地域の特性を生かした公民館活動の推進	（1）地域に根ざした公民館の運営	37	公民館まつり，自治公民館活動
			（2）各種学級・講座の充実	38	女性学級，高齢者学級，家庭教育学級，青年教室，公民館自主講座，島原市ひとづくり出前講座
			（3）自主活動の推進	40	公民館サークル活動の育成
		3 社会教育の推進と社会教育関係団体の育成	（1）青少年関係団体の活性化	40	青少年健全育成協議会活動、子ども会育成連絡協議会活動
			（2）各種団体の支援	41	婦人会・青年団の支援，ＰＴＡ連合会の支援
		4 文化活動の推進	（1）文化団体の育成と文化事業の充実	42	文化団体の育成と連携，島原市美術展覧会の開催，島原市民音楽祭の開催
			（2）自主文化事業の充実	42	自主文化事業の開催、公募型自主文化事業の実施
			（3）市民文化の充実	43	市民文化講座の開催
		5 図書館の充実	（1）図書館活動の推進	44	図書資料の充実，読書環境づくり，子どもの読書活動の推進
		6 少年センターの充実	（1）補導活動の充実	45	補導活動
			（2）相談活動の充実	46	青少年問題の個別相談
			（3）環境浄化活動の推進	46	白ポストによる有害図書の回収，立入調査の実施
			（4）地域啓発活動の充実	46	「少年の日」・「家庭の日」の周知・啓発，あいさつ運動，「少年センターだより」の発行
			（5）関係機関等との連携	47	各種団体や関係機関との連携
	文化財の保護	7 文化財の保護	（1）旧島原藩薬園跡	48	国指定史跡としての保存と管理，周知と活用
			（2）肥前島原松平文庫	49	所蔵資料の修復・マイクロフィルム化・公開・活用， 所蔵資料翻刻本の刊行
			（3）島原城跡	50	整備と活用
			（4）各種文化財	50	文化財の保護，指定文化財の保存・公開・活用，埋蔵文化財の発掘調査・保存・公開・活用，歴史的建造物の保護
スポーツを通じた人づくり・地域づくり		1 ライフステージに応じた生涯スポーツの充実	（1）総合型スポーツクラブの普及・推進	53	総合型スポーツクラブの普及・促進
			（2）スポーツ大会の推進	53	市民総参加の市民体育祭の開催、各種市民親睦大会の開催
		2 夢を育むジュニアスポーツの充実	（1）スポーツ少年団活動の推進	54	スポーツ少年団活動の支援、スポーツリーダーの育成
			（2）夢の教室の開催	55	情操教育の充実
			（3）ジュニアスポーツの活性化	55	意識啓発、競技力の向上
		3 スポーツを活用した地域活性化	（1）平成新山島原学生駅伝の開催	56	学生駅伝をとおして交流
			（2）全国・九州大会等の開催	56	スポーツ交流推進，スポーツの普及・振興
安全で安心な教育環境づくり		1 学校施設の整備・充実	（1）学校施設の整備	57	学校施設の耐震対策，学校施設の営繕・管理
			（2）教育設備等の充実	58	教材・教具・学校図書，情報機器
			（3）給食施設等の充実	59	給食施設等の充実
		2 社会教育施設の整備・充実	（1）公民館の整備・充実	59	公民館の営繕・管理，公民館設備等の充実
			（2）図書館の整備・充実	60	図書館の営繕・管理，図書館設備等の充実
			（3）文化会館の整備・充実	60	文化会館の営繕・管理，文化会館設備の充実
		3 スポーツ施設の整備・充実	（1）スポーツ施設設の整備・充実	61	スポーツ施設の営繕・管理，図書館設備等の充実
		4 修学支援の実施	（1）奨学金制度	62	島原市奨学金制度の運用，各種奨学金制度の相談・案内
			（2）就学援助制度	63	制度の適正実施

第１節　生き抜く力を育む人づくり

１　確かな学力の育成

【現状と課題】

子どもたちが変化の激しいこれからの社会を主体的・創造的に生きていくには、学校教育において「生きる力」の知の側面である「確かな学力」を身に付けさせることが重要です。

本市の児童・生徒の学力の状況は、平成１７年度から始まった全国学力・学習状況調査から、調査内容によっては国の平均点を上回る結果が見られるようになってきました。国の平均点を下回った調査結果でも、全国平均との差は、縮小傾向にあります。

それは、各学校がこれらの調査に基づいた「学力向上プラン」を設定し、学力向上に向けての地道な取り組みを計画的に行ってきたひとつの成果といえます。

また、学習指導要領※1が改訂されることを踏まえ、新たな視点で取り組むことで、「確かな学力」をより身に付けさせることも求められています。

学習指導要領改訂に向けて行われた、教育課程企画特別部会における論点整理から、課題の発見・解決に向けた主体的・協働的な学び、いわゆる「アクティブ・ラーニング※2」の視点の重要性があげられています。

そこで、アクティブ・ラーニングの３つの視点「①主体的な学び②対話的な学び③深い学び」から学習過程を見直し、授業を改善していくことで、本市の児童・生徒の「確かな学力」を身に付けさせていきます。

さらに、携帯電話やスマートフォンで通話やメール、インターネットを長時間利用している子どもの割合が高くなっていることから、家庭学習の充実や生活習慣の確立にも取り組んでいく必要があります。

（１）　島原市学力調査の実施

【具体的な取組】

①　「学力調査の実施」

児童・生徒の学力の定着状況を把握・分析し、学力向上に向けた授業改善などの取り組みの充実を図ります。

また、中学校では、英語についての学力調査の実施に向けて、検討を進めていきます。

≪目標とする数値≫

学力調査の対象		平成２８年度	平成３３年度
学年と教科	小学校２年生	国　語 算　数	国　語（年１回） 算　数（年１回）
	小学校３年生	国　語 算　数	国　語（年１回） 算　数（年１回）
	小学校４年生	国　語 算　数	国　語（年１回） 算　数（年１回）
	小学校５年生	県学力調査 国　語 算　数	県学力調査 国　語（年１回） 算　数（年１回）
	小学校６年生	全国学力調査 国　語 算　数	全国学力調査 国語（年１回） 算数（年１回）
	中学校１年生	国　語 数　学	国　語（年２回） 数　学（年２回） 英　語（年１回）
	中学校２年生	県学力調査 国　語 数　学	県学力調査 国　語（年１回） 数　学（年１回） 国　語（年１回） 数　学（年１回） 英　語（年１回）
	中学校３年生	全国学力調査 国　語 数　学 県学力調査 英　語	全国学力調査 国　語（年１回） 数　学（年１回） 県学力調査 英　語（年１回）

（２）　授業改善の推進

【具体的な取組】

①　学習規律の定着

学力向上には学習規律の定着が欠かせないとの認識から、授業の始めと終わりのあいさつ、目当てやまとめの提示、自分の考えを書く時間を設けることやノートの使い方など、それぞれの学校ごとに共通のきまりを設定することで、学習規律を確立させます。

②　「アクティブ・ラーニング」の視点を意識した授業改善

アクティブ・ラーニングの３つの視点「主体的な学び・対話的な学び・深い学び」を重視した授業を推進するため、各小・中学校において県教育センターや島原市教育委員会などの指導主事を積極的に活用して授業改善を図ります。

≪目標とする数値≫

指導主事等の招聘		平成２８年度	平成３３年度
学校数	小学校	８校	９校
	中学校	３校	５校

③　学校訪問

児童・生徒の学力向上、教職員の実態把握及び授業力向上のため、毎年、全小・中学校への教育委員会指導訪問を行います。授業等の教育活動の参観をとおして、教職員の資質の向上を図るとともに、学校経営について指導を行い、学校教育の充実を図ります。

具体的には、５、６月に半日日程で７校の「学校経営訪問」を、１０、１１月には１日日程で７校の「学校巡回訪問」を実施します。特に「学校巡回訪問」では、市内の小・中学校の管理職又は教諭が授業をそれぞれ参観し、その後授業研究協議を行い、教師の指導力向上を図ります。

（３）　きめ細かな指導の充実

【具体的な取組】

①　少人数指導

各小・中学校において、学習内容や興味・関心、達成度などに応じて複数の教師が連携・協力して授業を行います。

同じ教室内で複数の教師が連携しながら授業を行うティーム・ティーチングの授業や、基礎・基本の定着を主に図るグループと発展問題の取り組みにより応用力を付けるグループというように、一つの学級・学年を習熟度別に分けて行う習熟度別授業を実践します。特に、習熟度別授業の推進に努めます。

②　学習支援員

教育上特別の支援を必要とする児童・生徒に対し、学校における日常生活の介助を行ったり、学習活動上の支援を行ったりすることで、一人一人に応じた支援の充実を図ります。

また、特別の支援を必要とする児童・生徒の増加に対応するため、学習支援員の増員を目指します。

＜支援の内容＞

・学習内容を理解することが苦手な子に応じた個別指導
・集中して話が聞けない、友だちとうまくコミュニケーションがとれないなどに対する個別指導　など

≪目標とする数値≫

学習支援員の配置		平成２８年度	平成３３年度
支援員数	小学校	１０人	１３人
	中学校	５人	８人

（４）　学びの習慣化

【具体的な取組】

①　特設学力向上タイムの設定

各小・中学校において、児童・生徒の実態に応じて、特設の時間（週１回３０分間など）を設定することで、学力向上を図ります。

② 家庭学習の定着

各小・中学校の実態に応じて、家庭学習や生活習慣についての共通のきまりを設定することで、学習習慣や基本的生活習慣の定着を図ります。

≪目標とする数値≫

月～金曜までの１日当たりの勉強時間		平成２７年度	平成３３年度
１時間未満の割　合	小学校６年生（島原）	２７．９％	２０％未満
	小学校６年生（全国）	３７．２％	――――
	中学校３年生（島原）	３４．１％	２５％未満
	中学校３年生（全国）	３０．９％	――――

③ 学習問題の充実

全ての小・中学校において、多様な問題に取り組むことができるように、学習プリントのインターネット配信サービスを活用します。

児童・生徒の学習の進度や理解度に応じて、学習問題を選ぶことができ、特設学力向上タイムでの取り組みだけでなく、家庭学習などにも活用していきます。

２　国際化への対応

【現状と課題】

グローバル化の進展の中で、国際共通語である英語力の向上は日本の将来にとって極めて重要であり、東京オリンピック・パラリンピックを迎える 2020（平成 32）年を見据え、英語教育において、特にコミュニケーション能力の育成が求められています。

本市においては、各中学校に学習プリントのインターネット配信サービスのライセンスを与え、英語の授業や宿題に活用できるようにしています。

また、すべての小・中学校に外国語指導助手[※3]（ＡＬＴ）の配置及び派遣をし、外国語活動の充実を図っています。

平成３２年度からの新学習指導要領の全面実施に伴い、小学校５・６年生で英語が正式教科（週２コマ）となり、外国語活動は小学３・４年生に前倒しされることから、ＡＬＴの増員を検討するとともに、コミュニケーション能力の向上に向けた実践を確実に行っていく必要があります。

（１）　ＡＬＴの活用

【具体的な取組】

① ＡＬＴ配置

平成１８年度から４人体制で運営してきましたが、英語コミュニケーション力のさらなる向上のため、全中学校配置の５人体制をめざします。

小学校では平成３０年度から段階的に５・６年生で英語の教科化、３・４年生に外国語活動が拡充されるため、中学校に配置しているＡＬＴを、全小学校へ週

１回以上計画的に派遣します。

また、英語の授業の支援をはじめ、外国語活動の指導の充実を図るため、外国語活動支援員[※4](日本人)の導入に向けて検討を進めていきます。

≪目標とする数値≫

ＡＬＴの配置	平成２８年度	平成３３年度
人数	４人	５人

②　ＡＬＴ担当者会

ＡＬＴを有効に活用し、コミュニケーション能力や交流活動の充実を図るために、ＡＬＴ担当者会（小・中学校）を実施します。ＡＬＴの服務や活用について確認するとともに、ＡＬＴ配置校を中心に４つ（５つ）のブロックに分け、小学校への派遣計画を話し合い、外国語教育の充実に向けての協議等を行います。

また、月１回、ＡＬＴ研修会も行います。

（２）　ながさキッズ　イングリッシュ　チャレンジ事業の活用

【具体的な取組】

①　イングリッシュキャンプ事業

県内の中学１年生を対象に、地域の施設や史跡などを会場にして、外国人との英会話体験の機会を提供することにより、英語に対する学習意欲を喚起します。

また、島原市独自のイングリッシュキャンプ導入を検討していきます。

②　長崎県中学生スペリングコンテスト

英単語・表現学習教材「ＲＩＳＥ　ＵＰ　ＥＮＧＬＩＳＨ」を活用し、日頃の英語学習の成果を発揮する場を提供することにより、英語力の向上を図ります。

③　長崎県中学生英語暗唱大会

教科書の英文暗唱など、日頃培ってきた英語学習の成果を発表する場を提供することにより、英語による表現力の育成・強化を図ります。

（３）　国際交流活動の充実

【具体的な取組】

①　中学生海外訪問

本事業は、将来の島原市を担う心身ともにたくましい人材の育成を目指し、本市中学生に夏季休業中を活用した海外の教育関係施設やジオパークの見学及び現地中学生との交流活動を通して、英語学習への興味、関心を高めさせるとともに、国際的視野の拡大と国際親善に努める素地を培う目的で行います。

１５名程度を選考し、平成２７年度からは香港を訪問して、４泊５日でジオパーク学習、現地中学生や日本人学校の中学生と交流、香港で活躍する日本人に触れ、憧れを育む活動を行っています。

事前研修会を３回実施し、島原の紹介をテーマ別に分け、英語で発表する練習やジオパークについて学習したり、英会話練習をしたりします。

帰国後には報告会を開催し、市長や校長、保護者を前に、全員がテーマに沿って体験発表を行います。

＜訪 問 校＞

平成２７、２８年度：香港日本人学校中学部

＜交流内容＞

体験授業（3 年生の All　English の授業に参加)、交流活動（香港学生より香港の紹介、島原の生徒から島原の紹介、質問会等）　など

＜見学施設等＞

在香港日本国総領事館、香港ユネスコジオパーク、香港国際空港企業訪問（ＪＡＬ)、ビクトリアピーク、黄大仙、レパルズベイ、スタンレーマーケット　など

香港ジオパーク研修

日本人学校での All English 授業

≪目標とする数値≫

小学生(高学年)の英会話力	平成２８年度	平成３３年度
簡単なコミュニケーション活動ができる	――――――	※　９０％

中学生の英会話力	平成２８年度	平成３３年度
身近なことを英語で話すことができる	――――――	※　７０％

※　県の数値目標と同じ

３　特別支援教育の推進

【現状と課題】

長崎県教育委員会が平成２７年に実施した調査によると、普通学級で特別な教育的支援を必要とする子どもの割合は、小学校１０．５％、中学校８．４％となっており、教育指導上特別な支援を要する子どもへの対応のため、一人一人に応じたきめ細かな指導・支援が求められています。

本市の場合は、平成２７年に実施した調査によると、普通学級で特別な教育的支援を必要とする子どもの割合は、小学校１７．３％、中学校１４．１％となっており、一人一人に応じたきめ細やかな指導・支援がより一層求められています。

本市の状況として、平成２８年度の特別支援学級[※5]は、小学校で８校（１５学級）、中学校で４校（７学級）、通級指導教室[※6]は、小学校で８校（１２教室）、中学校で２校（２教室）設置しています。

また、平成２８年４月「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が施行となり、特別支援教育のより一層の推進が求められ、特別支援教育に関する教職員の知識・技能を高めることが不可欠です。研修会を実施したり、長崎県立島原特別支援学校から指導を受けたりするなどして、特別支援教育に対する知識や理解を深め、全教職員が共通理解のもと日々実践していく必要があります。

（１）　一人一人に応じた指導・支援の充実

【具体的な取組】

①　幼・保・小の連携

幼稚園･保育園と小学校がお互いに出向いて､学習や生活の様子を観察したり、情報交換を行ったりします。

また、入学前には小学校から園に出向いて、支援が必要な子どもの情報を確実に引き継ぎます。

②　５歳児健診と連携した就学相談

島原市保健センターが行っている５歳児健診の発達障害スクリーニング[※7]に、小学校の特別支援学級担任及び通級指導教室担当が参加し、就学前の子どもの実態を把握します。

また、島原市教育委員会においては、５歳児健診の機会を活用して、園や医療機関との連携を図りながら、支援が必要な子どもの就学相談を充実させ、適切な就学へとつないでいきます。

③　個別の教育支援計画[※8]

各小・中学校で特別支援学級及び通級指導教室の児童・生徒の個別の教育支援計画を策定し、支援の内容を明確にして小学校から中学校へ、中学校から高等学校への確実な引継ぎを行います。

≪目標とする数値≫

個別の教育支援計画の策定状況		平成２８年度	平成３３年度
特別支援学級	小学校	１００％	１００％
	中学校	１００％	１００％
通級指導教室	小学校	７１％	１００％
	中学校	１００％	１００％

（２）　指導体制の充実

【具体的な取組】

①　校内体制

各小・中学校において、年間を通して特別支援教育に関する研修会を行い、支援が必要な児童・生徒についての共通理解を図ります。

また、校長、教頭、特別支援学級担任、通級指導教室担当、学級担任などによる校内委員会を設置し、特別支援教育コーディネーター※9を中心に、通級指導教室への入級、特別支援学級への編入や特別支援学校への相談について検討します。

②　特別支援学級担任会

島原市の特色ある取り組みの一つで、毎月１回程度実施し、各学校の児童・生徒の様子や指導方法について話し合い、よりよい支援のあり方についての研修を行っていきます。

また、春の交流会やクリスマス会などの行事に合同で取り組むことで、学校を超え、児童・生徒、保護者、関係団体が交流を深めていきます。

③　通級指導教室部会

各学校の児童・生徒の指導方法や、通級教室の運営、通級指導に関する教材教具について話し合い、よりよい通級指導のあり方についての研修を深めていきます。

（３）　関係機関との連携

【具体的な取組】

①　長崎県教育センターとの連携

長崎県教育センターが行う「教育支援ネットワーキング事業」を活用することで、各学校の特別支援教育の取り組みを支える、教育相談及び教育支援の充実を図ります。

②　特別支援学校との連携

各小・中学校の校内委員会で検討後、長崎県立島原特別支援学校に授業観察や発達検査を依頼し、コーディネーターから専門的なアドバイスを受けることで、児童・生徒に対する支援の充実を図ります。

③　医療・福祉との連携

・県こども医療福祉センター（諫早市）や島原市通園施設あいあい（島原病院内）等との連携

発達障害に応じた医療的措置や療育の状況、学校での学習や生活について情報交換を行い、効果的な支援を図ります。

・島原市保険健康課「５歳児健診」での連携

５歳児健診に各小学校の特別支援学級や通級指導教室の担当教諭及び島原市教育委員会担当が参加し、就学前の子どもの様子を把握します。

また、５歳児健診後のフォロー内容について把握し、適切な就学相談へつないでいきます。

・島原市福祉課「島原市自立支援協議会こども部会」との連携

年齢に応じた支援を切れ目なく行うことができるように、関係機関との連携を推進します。

（関係機関）

島原市福祉課、島原市保健センター、長崎県立島原特別支援学校、島原病院、児童発達支援事業・放課後デイサービス事業所、親の会　など

4　防災教育の推進

【現状と課題】

平成２３年３月１１日に発生した「東日本大震災」や、平成２８年４月１４日、１６日に発生した「平成２８年熊本地震」により、防災教育の重要性が改めて認識され、想定にとらわれない、自らの判断で避難行動ができる防災教育が強く求められています。

本市においては、寛政３年（1792 年）に「島原大変肥後迷惑（しまばらたいへんひごめいわく）※10」と呼ばれる大規模な災害が発生し、死者・行方不明者は１万５千人にも及んだことが記録されています。

また、平成３年の「普賢岳噴火災害※11」では、４４名の尊い命が奪われました。

これらの災害の教訓や、復興体験から学んだ「生命（いのち）・きずな・感謝の心」の精神を、防災教育の中に生かした取り組みを今後も実施していく必要があります。６月３日の「いのりの日※12」では、毎年、全小・中学校で様々な取り組みを行っています。

今後、東日本大震災、平成２８年熊本地震からの教訓をふまえ、各学校の防災計画の見直しと強化、教職員及び児童・生徒が適切な判断ができるように実践的な防災学習を進めていく必要があります。

（１）　防災計画の充実

【具体的な取組】

①　防災計画

各小・中学校では、平成２８年熊本地震の教訓を生かした防災計画と避難訓練のあり方について見直しを行い、教職員や児童・生徒の危機管理意識の向上を図る取り組みを実践します。

②　避難訓練

各小・中学校において、火災や地震に加え、津波や水害を想定した避難訓練を年２回以上、計画的に実施します。その際、様々な場面において、災害の状況に合わせて、１次避難、２次避難、３次避難に関する訓練を実施し、想定にとらわれず、自らの判断で避難できる力を育成していきます。

また、災害発生により帰宅困難な状況における児童・生徒の保護者への引き渡しの手順の明確化を図ります。

③　通学路交通安全点検

平成２７年度に策定した島原市通学路交通安全プログラムに基づき、関係機関と連携し、毎年通学路の安全点検及び通学路安全推進会議を実施し、危険箇所の対策を講じることで、児童・生徒の通学路の安全を確保に努めます。

（関係機関）島原警察署交通課　国土交通省長崎河川国道事務所
長崎県島原振興局道路都市計画課　島原市建設部道路課　学校代表

平成２８年度･･･第一中校区、第一小校区、第二小校区、第四小校区
平成２９年度･･･第二中校区、第三小校区、第二小校区
平成３０年度･･･第三中校区、第五小校区、三会中校区、三会小校区
平成３１年度･･･有明中校区、大三東小校区、高野小校区、湯江小校区

《目標とする数値目標》

通学路安全点検	平成２８年度	平成３３年度
実施学校数	４校	１４校

※　市内１４校の通学路点検を１００％実施する。

（２）　防災学習の充実

【具体的な取組】

①　防災計画

小学校では、理科・社会科や総合的な学習の時間の年間指導計画に、防災に関する学習を位置付けます。中学校では、理科や社会科で自然災害が発生する仕組みを、保健体育科で災害に備え、安全に避難することで、自然災害による被害を防止できることを学習します。

②　関係機関との連携

普賢岳災害の経験や教訓をいつまでも風化させないために、関係機関が主催する地震や噴火等の災害についての防災学習教室に参加し、被災体験した地元の方々から災害当時の状況や災害復興に向けての話を聞いたり、無人化施工機械を操作したり、工事現場の様子を見学したりします。

（３）　「いのりの日」の取組

【具体的な取組】

①　「いのりの日」集会

６月３日に全小・中学校で実施し、生命（いのち）の尊さや復興へ向けた人々のきずな、支援に対する感謝の心を忘れることがないようしっかりと継承していきます。

また、災害に遭遇した方々を支援しようとする心を育てていきます。

＜取組内容＞

校長講話、学習発表、
ビデオ視聴、追悼の会、
追悼演奏、地元の災害体験者や語り部による講話、
雲仙岳災害記念館の職員による講話　など

災害体験者の講話

（４）　ジオパーク[※13]に関する取組

【具体的な取組】

①　ジオパーク学習

小学校３年生の校外学習において、雲仙岳災害記念館や大野木場砂防みらい館、砂防ダムや定点[※14]などを見学し、レポートにまとめたり、発表したりすることをとおして、防災に関する知識や意識を高めます。

小学校４年生の社会科では、副教材「わたしたちの島原市[※15]」の「噴火災害からの復興を生かしたまちづくり」の単元でジオパークについて学習します。

小学校６年生の理科・社会科では、雲仙岳災害記念館から講師を招き、市内のジオサイト[※16]をはじめ、雲仙岳災害記念館や平成新山ネイチャーセンター[※17]、白土湖などをバスで巡り、火山活動による土地の変化や噴火災害からのまちづくりについて学習します。

中学校１年生の理科では、野外宿泊体験学習の中で、島原半島のジオサイトをバスで巡り、雲仙岳災害記念館の講師による現地説明を受け、火山・地震活動による地層の形成などについて学習します。

また、各学校周辺の断層、火砕流・土石流堆積物、ジオサイトについても学習し、自分たちの住んでいる場所がどのような火山災害を受けてきたか、今後どのように対処すればよいかを学びます。

砂防ダム（スリットダム）

雲仙岳災害記念館

「定点」でのジオパーク学習

平成新山ネイチャーセンター

５　豊かな心の育成

【現状と課題】

グローバル化や情報通信技術の進展など、子どもたちを取り巻く環境が大きく変化する中で、社会の急激な変化は、子どもたちの行動や規範意識などに大きく影響を及ぼしています。非行や犯罪行為は減少傾向にあるものの、情報機器の高度化、複雑化に伴う対応が必要となっており、表面的には見えにくいいじめや不登校など、複雑かつ多様な課題に対応することが求められています。

本市においても、いじめや不登校の生徒は、国や県の平均からすると少ないものの、学校や友人関係に対する不適応を起こしたり、SNS※18 上でのトラブルに巻き込まれたりするなど、様々な問題が想定されます。

そこで、全ての子どもが、安心・安全で心の居場所となる学校を目指すために、いじめ、不登校の未然防止に向けた様々な取り組みを重視しています。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置事業を活用し、子どもの心に寄り添い、未然防止や改善･解決に向けて、早期発見・早期対応に務めています。

更に、改正された学習指導要領では、「特別の教科道徳」が実施となり、いじめ問題への対応の充実、発達段階をより一層踏まえた体系的なものとする観点からの内容改善、問題解決的な学習を取り入れるなどの指導方法の工夫を図ることが示されています。

本市では、学校で、どんな子どもを育成したいのかを明らかにし、道徳教育の目標、重点内容項目を明確にして道徳教育に取り組みます。豊かな心を育成するために、道徳教育を充実させることを重視し、「特別の教科道徳」を要とした取り組みを行います。

また、人権学習や被爆県としての平和学習、「学校司書」を全小・中学校へ配置しての読書活動の推進、美術展や科学作品展、音楽祭をとおして、文化・芸術教育の面からも心の教育の充実を図ります。

（１）　道徳教育の充実

【具体的な取組】

①　学校の教育活動全体をとおして行う道徳教育

小・中学校において、各教科や日常の生徒指導をとおして「道徳的実践」の指導を行い、「道徳性」を養います。

また、校長、道徳教育推進教師※19のリーダーシップの下に、道徳教育の全体計画を作成し、全教職員が年間指導計画と関連づけながら授業を実践していきます。

②　道徳授業をとおして行う道徳教育

道徳授業で、問題解決的な学習や道徳的行為に関する体験的な学習を取り入れるなどの指導の工夫を行い「内面的資質の育成」を図ります。

また、自分との関わりで道徳的価値を考えたり、これまでの自分の経験や考え方、感じ方との関わりで多面的、多角的に考えたりするなどの「考える道徳」の授業実践を行います。

③「長崎っ子の心を見つめる教育週間」での授業公開

教育週間中に、全学校・全学級で、命を大切にする心や思いやりの心を育成する道徳の授業を保護者や地域に公開します。この教育週間中に、全ての小・中学校で学校を開放し、教師、保護者、地域住民が、子どもの心を見つめる交流を図ります。

④　情報モラル教育

インターネット上でのルールやマナー、思いやりや礼儀、法やきまりの遵守などを道徳の時間で教えます。

（２）　人権学習の充実

【具体的な取組】

①　人権週間の取組

「世界人権デー」である１２月１０日に向けての取り組みを、全小・中学校が毎年行い、人権に関する理解を深めます。

＜取 組 例＞

標語づくり、作文、意見発表、劇、ビデオ視聴、障害のある人の講話と交流、いじめ問題に関するロールプレイ、児童・生徒会による人権宣言、生徒会によるいじめ実態調査、人権擁護委員会との連携（人権の花、風船飛ばし）　など

（３）　平和学習の充実

【具体的な取組】

①　社会科見学

小学校４年生の社会科の授業で、平和公園や長崎原爆資料館を訪れ、事前の学習で調べたことをもとに実際に見学し、確かめます。事後の学習としてレポートなどにまとめることにより、平和についての学習を深め、世界の平和を願い、平和な社会を持続するために、自らも活動しようとする態度を育てます。

②　８．９平和集会

全小・中学校が、８月９日[※20]の登校日に平和集会を開催し、平和学習の発表や平和宣言などを行います。核兵器の怖さや戦争や紛争の悲惨さを知り、戦争や原爆は絶対に許さないという心情を育成し、平和の尊さを理解させるとともに世界平和に向けて自ら行動できる児童・生徒を育成します。

平和公園での学習

「８．９平和集会」での学習発表

（４）　読書活動の推進

【具体的な取組】

①　朝の読書タイム

全小・中学校の日課表に「朝の読書タイム」を位置付け、教職員と児童・生徒全員が、決められた時間、決められた場所で静かに読書をする時間を設定することにより、読書習慣の定着化を図るとともに、穏やかな気持ちで、一日の学校生活を始めさせます。

②　学校司書を活用した図書館運営

全小・中学校に「学校司書」を配置し、管理職、図書担当教諭との役割を明確にしながら、学校図書館の環境整備や児童・生徒、教職員への情報提供（レファレンスサービス[※21]）の向上を図り、図書館活用率や貸出冊数を増加させるなど、読書活動を推進します。

③　学校司書等研修会

学校司書を対象に年２回開催し、実践発表や情報交換をとおして共通理解を深め、市内全体の学校図書館教育の活性化を図ります。図書館担当教諭については、県が主催している研修会に計画的に参加し、スキルアップを図ります。

また、管理職研修会でも三者の役割分担と連携の重要性を確認していきます。

④　学校・家庭における読書活動の推進

平日に家庭で全く本を読まない児童・生徒（小６・中３）は、増加傾向にあります。その要因として、各種メディアの普及などによる生活様式の変化により、家庭での読書の時間の確保が難しくなっていることがあげられます。各小・中学校の図書だよりなどの発行をとおして、「長崎県の子どもにすすめる本５００選[※22]」や学校推薦の本を紹介し、ＰＴＡとの連携のもと、本に親しむ機会を確保し、家庭における児童生徒の読書活動を推進します。１か月に本を１冊も読まなかった者の割合（不読者率）１％以下をめざします。

≪目標とする数値≫

１か月に本を１冊も読まなかった者の割合		平成２８年度	平成３３年度
不読者率	小学校	――――	１％以下
	中学校	――――	１％以下

※県の数値目標と同じ

⑤　公共図書館との連携

学校司書研修会に公共図書館から講師を招いて図書館運営のノウハウを学んだり、調べ学習用の図書を借りたり、学校図書館に読書活動推進のための「特設コーナー」を設定したりするなど、公共図書館との連携を深め、学校図書館の活性化を図ります。

（５）　文化・芸術教育の充実

【具体的な取組】

①　小・中学校合同科学作品展

児童・生徒の科学に対する関心・意欲・態度を育てるために、夏休みに「採集」

「創作」「研究」のいずれかの部門での自由研究に取り組ませ、９月中旬の土・日に、各小・中学校の優れた作品を一堂に展示します。家族での参観も多く、関心の高まりがうかがえます。平成２８年度で６６回目の開催となりました。

②　北村西望賞教育美術展

島原市名誉市民故北村西望先生の功績をたたえ、小・中学校の美術教育の振興のために、昭和５４年度から文化の日を中心に５日間で開催しています。各小・中学校から躍動感あふれる作品を選出し、特に優れた作品には以下の賞を授与します。平成２８年度で３８回目の開催となりました。

「北村西望賞」：平面の部、立体の部…小学校各２点、中学校各１点

「奨　励　賞」：平面の部、立体の部…小学校各６点、中学校各３点

③　親子粘土教室

噴火災害１０周年事業として平成１４年度に始まり、小学生の親子を対象に、夏休みに開催しています。噴火災害当時の全国からの温かい支援や励ましに対する「感謝の心」を忘れないという思いをこめて、火山灰を原料とした粘土を使っています。

また、親子での制作活動をとおして「きずな」を深めます。

④　土曜授業の実施

島原市内の全小学校では、土曜授業の一環として市民音楽祭に参加し、合唱・合奏・演奏などを市民に披露します。

＜演　目＞

合唱、合奏、和太鼓、金管バンド、吹奏楽、オペレッタ　など

北村西望賞教育美術展

親子粘土教室

（６）　生徒指導の充実

【具体的な取組】

①　いじめの防止

いじめ防止対策推進法（平成２５年９月施行）により、いじめの定義が見直され、本市でも島原市子どものいじめの防止等に関する条例[※23]が平成２７年７月に施行されました。いじめは、ほんの些細なことから予期せぬ方向に推移し、重大事案に至っていることから、早期発見・早期解決を目指し、きめ細やかないじめ防止に向けた取り組みを実施します。

・島原市　：　島原市いじめ問題対策協議会　　年１回
・各学校　：　いじめ防止アンケート(児童・生徒、保護者)　年３回以上

≪目標とする数値≫

いじめによる重大事態	平成２８年度	平成３３年度
発生件数	0	0

②　スクールカウンセラーの活用

児童・生徒が抱えるいじめや不登校、学校不適応など、心の問題に適切に対応するために、心理の専門家を活用します。スクールカウンセラーが、児童・生徒や保護者を直接カウンセリングしたり、気になる児童・生徒に対しての助言を教職員が受けたりして改善・解決をめざします。

また、カウンセラーを講師として長期休業中に研修会を開催し、教職員のカウンセリング能力や保護者との関係作りなど、対応力の向上を図ります。

③　スクールソーシャルワーカーの活用

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、平成２７年度から導入した制度です。子どもを取り巻く家庭環境などが影響している場合、関係機関と連携しながら、その環境を改善し、児童生徒が抱える問題の解決をめざします。特に、家庭児童相談員や医療機関との連携を重視します。

また、生徒指導担当者研修会において「スクールソーシャルワーカーの視点からの児童･生徒支援」等について、情報提供を行います。

④　心の教室相談員の活用

生徒が悩みを気軽に話せ、ストレスを和らげ、心のゆとりを持てるような環境を提供するため、全中学校に心の教室相談員を配置しています。年１回、家庭児童相談員、少年センター相談員、適応指導教室相談員、心の教室相談員が参加して連絡協議会を開催し、情報交換を行い、相談活動の充実を図ります。

＜勤務形態＞

・第一・第二・有明中学校：１日５時間の週４日を基本
・第三・三会中学校　　：１日４時間の週２日を基本

⑤　適応指導教室「ひまわり教室」

学校に行きたいのに行けない、友達の中にどうしても入れない状態にある児童・生徒に対して、学校復帰を目指す目的で平成８年１０月に開設し、２０年目となりました。学校、保護者、島原市教育委員会が連携を密にしながら、教育相談、集団生活への適応指導、教科指導、保護者や在籍校への支援などを行います。

また、医療機関や関係機関との連携を図りながら学校復帰を目指します。

・相 談 員：２名
・指導日時：月曜日～金曜日　9:30～15:30（長期休業中は休室）
・通級期間：原則として１年以内

６　健やかな体の育成

【現状と課題】

本市の小・中学生の体力は、新体力テスト測定結果の全国平均と比較したとき、小学生は走力、持久力、敏捷性において、平均を上回っていますが、柔軟性では全国平均を下回っています。中学生においては、持久力を除いてほぼすべての体力が全国平均を下回っている現状から、体力向上への対策を講じていく必要があります。

健康教育においては、児童・生徒に自己の健康保持・増進のために必要な判断力や実践力を身に付けさせることに重点を置き、よりよい生活習慣や健康的な生活を確立する必要があります。

【男子】　（単位：cm）

H27	小１	小２	小３	小４	小５	小６	中１	中２	中３
島原市	24.49	26.12	27.03	28.28	31.35	32.9	36.34	38.00	42.52
全国	25.74	27.21	29.47	30.82	32.87	34.94	40.31	43.97	47.05
差	-1.25	-1.09	-2.71	-2.54	-1.52	-2.04	-3.97	-5.97	-4.53

【女子】　（単位：cm）

H27	小１	小２	小３	小４	小５	小６	中１	中２	中３
島原市	28.24	28.50	30.21	31.16	33.56	38.87	40.09	40.16	41.29
全国	28.06	29.98	32.56	34.13	37.59	40.32	43.68	46.58	48.41
差	+0.18	-1.48	-2.35	-2.97	-4.03	-1.45	-3.59	-6.42	-7.12

※　平成２７年度の柔軟性：長座体前屈における平均値による比較

（１）　学校体育の充実

【具体的な取組】

①　体育主任会・体育教科担当者会

小・中学校それぞれで年間に３～４回、体育主任が児童・生徒の体力向上をめざし、小学校体育大会並びに中学校体育大会各種競技開催に向けて、企画及び運営についての会議を実施します。

②　小学校体育大会

毎年１０月に、小学校５・６年生全員による陸上競技大会を市営陸上競技場で開催します。市内小学校の高学年児童が一堂に会し、交流と親睦を図るとともに、他校と競い合ったり、複数種目を体験し記録を測定したりすることで、競技意欲と体力の向上を図ります。

③　体力向上指導者養成研修会

夏季休業中に、各小・中学校１名以上が参加して開催します。受講者はそれぞれの学校で伝達講習会を開き、すべての教諭に伝達し、教科体育をはじめ教育活動全般をとおして、児童・生徒の運動意欲、技能及び体力の向上を図ります。

（２）　部活動の充実

【具体的な取組】

①　中学校総合体育大会

「球技・武道大会」は、６月第２週目の「土・日」に開催します。「陸上競技大会」は、市営陸上競技場で全中学生・全教職員が参加して開催します。「駅伝競走大会」は、「島原復興アリーナ周回コース」において、多くの市民の応援のもと開催します。

また、平成３０年度以降、島原半島三市共同開催が計画されており、円滑な実施に向けて準備に努めていきます。

②　外部指導者の委嘱

中学校の部活動に対して、専門的な指導者を各学校が推薦し、島原市教育委員会教育長が委嘱しています。今後は、「チーム学校」を実現していくため、部活動に関する専門能力スタッフである部活動指導員（仮称）について検討する必要があります。

・平成２８年度登録者数：６０名

③　部活動指導者研修会

部活動顧問及び外部指導者を対象に、本市の協定事業である島原市スポーツ指導者研修会を通して、中学生期における望ましい指導法について研修し、指導者の指導力や資質の向上を図ります。

（３）　健康教育の充実

【具体的な取組】

①　フッ化物洗口事業の推進

児童に係る歯・口腔の健康づくりの推進を図るため、小学校におけるフッ化物洗口の実施に努めます。

≪目標とする数値≫

１２歳児のう歯率	平成２７年度	平成３３年度
本／１人平均（全国平均０．９本）	１．２本	０．９本

②　小児生活習慣病予防検診

小学校４年生を対象として、毎年９月に島原市医師会へ依頼し、専門医による保健指導を行い、早期予防・早期治療に努めます。

③　養護教諭・保健主事部会研修

各小・中学校の養護教諭は毎月、そのうち４回は保健主事と合同で研修会を開催し、応急処置や救急法など、専門職としての資質向上を図ります。

＜研修内容＞

ＡＥＤ使用法、心肺蘇生法、包帯法、エピペン[※24]の使用法　など

⑤　薬物乱用防止教室

薬物の害や怖さ、勧められた時に断る勇気の大切さなどを理解させるために、年間に１回以上、関係専門機関や薬剤師などの外部講師を招いて全小・中学校で開催します。

7　食に関する指導の充実

【現状と課題】

今日、子どもたちの食を取り巻く環境は大きく変化し、食生活の乱れや生活習慣病の増加、アレルギー疾患や食品の安全性など、様々な問題が生じています。その中でも、家族とのコミュニケーションなしに一人で食事をとる「孤食」の問題が近年クローズアップされており、家族団らんによる食の楽しさの実感を味わったり、食事のマナー習得を図ったりするためにも、家族との共食は重要な課題となっています。

本市においても、子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、各学校が、家庭や地域と連携しながら、食育についての取り組みを積極的に推進することが重要といえます。

平成２７年度に策定された「第二次島原市食育推進計画[※25]」に基づいて食育を推進し、食の大切さ、望ましい栄養や食事のとり方を理解させ、感謝の心等の育成を図ります。

（１）　学校における教科等を活用した食育の推進

【具体的な取組】

①　教科等での食育指導

食事の重要性、望ましい栄養や食事のとり方、食物の品質及び安全性についての正しい知識、感謝の心、食事のマナー、食文化に関して各教科のねらいと関連させながら指導を行います。

②　栄養教諭・学校栄養職員との連携

学級・教科担任が食育推進に主体的に取り組むとともに、栄養教諭・学校栄養職員と連携し、共通理解を図りながら実践を進めていきます。

（２）　給食を活用した食育の推進

①　給食時間での食育指導

給食時間において箸の持ち方などの食事のマナー指導や、栄養バランスについて等の栄養指導を行います。

②　郷土料理の食体験

各小・中学校の学校給食の献立に、「具雑煮」「ろくべえ」「かんざらし」といった郷土料理や、素麺やワカメ、ダイコン、ニンジン等の郷土食材を使った「ふしめん汁」「ワカメ入りまぜご飯」などを取り入れ、食体験をとおした食文化の継承を図ります。

③　地産地消の推進

地域の産物、食文化や食に関わる歴史などを理解するために、地場産物の使用促進を図り、食に関する指導に活用します。

≪目標とする数値≫

県産品使用	平成２７年度	平成３３年度
重量割合	６０％	７１％

※県の数値目標と同じ

④　食物アレルギーへの対応

食物アレルギーを有する児童・生徒に関する情報を、学校、調理場、島原市教育委員会が共有し、緊急時の対応について十分な共通理解を図ります。

また給食での対応を希望する児童・生徒については、医師記入の「学校生活管理指導表」に基づき保護者と面談・相談を行い適切な対応を行います。保護者の同意があれば、消防署との連携も図ります。

（３）　家庭・地域と連携した食育の推進

①　朝食摂取等の基本的生活習慣の確立

各小・中学校で、朝食摂取状況調査を毎年実施して朝食の実態を把握し、全児童・生徒の「朝ごはん」摂取の定着を図ります。

②　共食の普及啓発

食の楽しさを実感し、食や生活に関する基礎を習得する場として、家族で食卓を囲んでコミュニケーションを図る「共食」の機会が増えるよう啓発します。

≪目標とする数値≫

一週間の共食回数	平成２６年度	平成３３年度
児童	１０．９回	※１２回
生徒	９．５回	※１０回

※島原市の数値目標と同じ

③　給食・食育だよりの発行

各小・中学校で毎月発行し、学校給食の状況や、栄養・健康などの食育に関する情報を提供します。

④　給食試食

各小・中学校において、地域関係団体との「交流給食」、学級部会による「給食試食会」、小学校１年生時の「親子給食会」、市長・教育委員との「ふれあい給食」を実施し、学校給食に対する理解を深めます。

⑤　学校給食検討委員会

ＰＴＡ及び地域代表、学校給食調理場長等で構成する学校給食検討委員会（定数２７名）において、広く意見を聴取し、学校給食や食育指導の充実を図ります。

８　教職員の資質向上

【現状と課題】

近年、学習指導、生活指導に加え、複雑化・多様化する課題が教員に集中し、授業等の教育指導に専念しづらい状況にあるといえます。そこで、多様な専門スタッフが責任を持って学校運営に参画し、学校のマネジメントが組織的に行われる体制

づくりが必要です。

本市においては、主幹教諭の配置や事務共同実施の推進を図り、「チームとしての学校[※26]」を実現できるような体制の整備を進めていきます。

また、定例の研修会をはじめ、それぞれの研修内容の充実を図り、マネジメントに求められる教職員の資質・能力を高めていきます。

（１）　教職員研修の充実

【具体的な取組】

①　定例管理職研修会

毎月、月初めに、校長会及び教頭会を実施し、学校運営を円滑に行うための指導連絡を徹底するとともに、管理職に求められる学校経営力(マネジメント能力)の向上を図ります。

②　教務主任研修会

毎月実施し、教育課程や学校行事などについて情報交換を行い、各学校の教育計画の充実を図ります。また、学習指導要領の次期改訂に向け、研修を深めます。

③　学力結果分析研修会

児童・生徒の学力の定着状況を把握・分析し、学力向上に向けた授業改善や校内研究の活性化を行うことで、学力の向上を図ります。

市の学力調査をもとに、事後説明会を学校で開催することで、その学校の児童・生徒の状況をより詳しく把握し、授業改善に生かします。

事後説明会　開催校

平成２７年度　小学校：２校（大三東小・湯江小）

平成２８年度　小学校：２校（第三小・高野小）

中学校：２校（第二中・有明中）

④　生徒指導担当者研修会

生活指導主任及び生徒指導主事を対象に、事例研修等を行い、不登校の解消や問題行動への対応力の向上を図ります。特に中１ギャップ[※27]の解消に向け、小中連携の在り方などの対策を協議します。

⑤　英語研修

（小学校）

【中央研修への派遣】

独立行政法人教員研修センターが主催する外国語活動に関する研修会等に毎年一人派遣し、今後の小学校外国語教育の方向性や知識等を習得させることで、小学校における外国語活動推進の指導者を育てます。

【島原市外国語活動研修会の開催】

中央研修受講した教員等を講師として外国語活動研修会を実施することで、教員の外国語教育に対する指導の充実を図ります。

【校内研修の充実】

長期休業中の校内研修において、市外国語活動研修会の内容を伝達したり、ALTを活用した英会話教室を開催したりすることで、教員の指導力向上を図ります。

（中学校）

【英語科教員のスキルアップ】

「英検」や「TOEIC IP テスト」の受験を推奨し、指導力を高めることで、生徒の英語によるコミュニケーション能力を育成します。

≪目標とする数値≫

中学校英語教員の英語力	平成２８年度	平成３３年度
英検準１級、TOEIC７３０点程度以上	――――――	※　５０％

※　県の数値目標と同じ

⑥　島原半島３市特別支援教育連絡協議会[※28]

島原半島３市特別支援教育連絡協議会が開催する研修会等に、特別支援コーディネーターや特別支援教育関係者が参加することで、教職員の資質向上や効果的な支援方法などの充実を図ります。

また、長崎県立島原特別支援学校の職員から、専門的な立場からの指導を受けます。

⑦　学校事務共同実施連絡協議会

平成２５年度から「共同実施推進室」を設置し、各学校の事務処理の一部を推進室で一括処理することにより、各学校の事務量の軽減を図り、各学校の事務職員が以下の４点の教育支援を積極的かつ確実に行える環境を作り出し、教員の事務負担軽減を図っています。

（１）教科書給与事務システムに関すること
（２）就学援助事務に関すること
（３）私費会計の適正化（審査的な役割）に関すること
（４）その他、各学校の状況に応じた事務・業務に関すること【プラス１】

所期の目的が達成できるよう、連絡協議会を年２回開催し、活動目標や活動計画等の協議を行っています。

⑧　教育講演会

平成４年度から教職員の識見を高め、指導力の向上を図るため、市内小・中学校の全教職員を対象に、教育講演会を開催しています。近年は、夏季休業中の開催とし、今後の学校教育のあり方と教職員の役割について研修を深めています。

＜過去３カ年の講演内容・講師＞

平成２６年度　「長崎　秋田　教育考」
　秋田県教育庁義務教育課　鷲谷　真一　氏
平成２７年度　「秋田県の学力向上の取組」
　秋田大学教育文化学部　阿部　昇　教授
平成２８年度　「次世代の学校・地域」創生プラン
　第２０代文部科学大臣　馳　浩　氏

（２）　校内研修体制の充実

【具体的な取組】

①　研究校の指定

小・中学校１４校の半数を毎年順次指定し、最終年度には研究の成果を発表します。各学校が、自校の課題や実情に応じた研究テーマを設定し、３年間取り組むことで、教職員が課題意識を共有し、指導力や授業力の向上を図ります。

また、小・中連携、小・中一貫教育、特別な教科道徳、小学校外国語活動、アクティブ・ラーニング等についても研究を進めていきます。

＜研究指定校一覧表＞

	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35
第一小学校	━				━	━	━		
第二小学校	━	━	━				━	━	━
第三小学校		━	━	━				━	━
第四小学校	━	━				━	━	━	
第五小学校				━	━	━			
三会小学校			━	━	━				━
大三東小学校		━	━	━				━	━
高野小学校			━	━	━				━
湯江小学校	━	━				━	━	━	
	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35
第一中学校				━	━	━			
第二中学校	━				━	━	━		
第三中学校		NIE	━	━	━				━
三会中学校	┅					━	━	━	
有明中学校	━	━	━				━	━	━

※　━━　は市指定期間　　┅　は県指定

（３）　校種間連携の充実

【具体的な取組】

①　幼・保・小連携

子ども同士や職員同士の交流の場の設定を推進し、指導力の向上を図ります。

＜主な交流活動＞

【子ども同士】

・ふれあい体験（小学校探検）　年長児と１年生

・学校行事への参加（運動会・持久走大会応援）

【職 員 同 士】

・各園のおゆうぎ会等の行事の参観

・定例情報交換会

・入学前の各園訪問

＜主な成果と課題＞

【成　　果】

・子ども同士がふれあう機会となった。

・情報を共有することで授業方法等の見直しができ、不安や心配が少なくなった。

【課　　題】

・担当者がかわっても継続できるための連携組織体制づくり

②　小・中連携

中学校区内の小学校と中学校が、お互いの研究授業及び授業研究会に参加し、授業力向上に向けた研修を行います。

また、中学校の教諭が小学校に出向いて英語、音楽、美術、体育等専門性を生かした指導・授業交流を行います。

さらに、配慮を要する児童の情報を小学校から中学校へ確実に引き継ぐなど、接続を円滑に進めることで、中１ギャップの解消等、生徒指導上においても効果を発揮させます。

＜連携体制＞

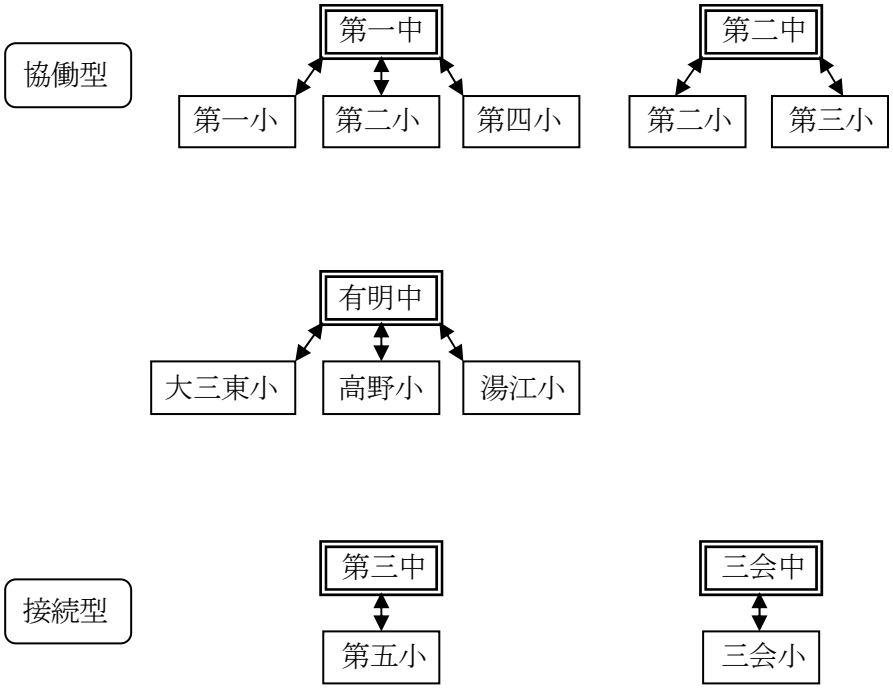

③　中・高連携

島原地区学校警察連絡協議会において、互いに情報を提供し、中・高の学校間の連絡を密にしながら、問題行動の予防や指導に力点をおいた生徒指導を推進します。

また、島原半島高校入試中高連絡協議会において、島原半島の子どもたちの学力向上を推進するため、中・高双方で連携して、具体的な対策を検討し、実施します。

９　地域との連携

【現状と課題】

国においては、学校や子どもたちが抱える課題や、家庭・地域社会が抱える課題を地域ぐるみで解決し、子どもたちの健やかな成長と質の高い学校教育の実現を図るため、地域の力を学校運営に生かすコミュニティ・スクール[※29]の設立を求めています。本市においては、総合的な学習の時間などで、地域の人材や教育力を生かした体験的な取り組みをこれまでも行っています。今後も、学校関係者評価等を全小・中学校で実施するなどして、地域を巻き込んだ取り組みや学校運営を進めていきます。

（１）　地域の教育力を生かした学習の推進

【具体的な取組】

①　地域人材の活用

各小・中学校において、地域の人材や、退職校長会が作成した「教育支援登録者一覧」を活用した体験活動を、保護者や地域との連携を図りながら積極的に進めていきます。

＜活 用 例＞

婦人会・ＰＴＡ等：梅干しづくり、廃油石鹸づくり、ＥＭ菌団子づくり

高　齢　者　団　体：昔遊び体験（お手玉、凧揚げ、竹とんぼ　など）

②　兄弟校交流校児童会交流事業

大分県豊後高田（ぶんごたかだ）市は、江戸時代に島原藩の飛地（大名の城付の領地に対し各地に分散している領地）だったことから、昭和４４年に兄弟都市の締結を行いました。その後、両市で交流が行われ、平成２年８月１日には両市の小・中学校が「兄弟校」の締結をし、各小・中学校間での交流が行われるようになりました。

現在では、両市それぞれの合併に伴い新たに加わった小学校を「交流校」として交流を続けています

＜交流の経緯＞

昭和４４年　　豊後高田（ぶんごたかだ）市との兄弟都市締結

平成　２年８月１日

豊後高田市と本市の小・中学校が「兄弟校」の締結

平成　２年８月８日～９日

豊後高田市の児童・生徒を本市へ受入（ホームステイ）

平成　２年８月２０日～２１日

本市の児童・生徒が豊後高田市を訪問（ホームステイ）

⇕　※以降、スポーツ・修学旅行等で交流

平成１１年度　本市の児童が豊後高田市を訪問（少年自然の家に宿泊）

平成１２年度　豊後高田市の児童を本市へ受入（ホームステイ）

⇕　※受入・訪問を交互に実施

平成１８年度　休止（以降、隔年おきの交流）

平成１９年度　豊後高田市の児童を本市へ受入（ホームステイ）
平成２１年度　本市の児童が豊後高田市を訪問（ホームステイ）
平成２３年度　豊後高田市の児童を本市へ受入（ホームステイ）
平成２５年度　本市の児童が豊後高田市を訪問（ホームステイ）
平成２７年度　豊後高田市の児童を本市へ受入（ホームステイ）
平成２９年度　本市の児童が豊後高田市を訪問（予定）
平成３１年度　豊後高田市の児童を本市へ受入（予定）
平成３３年度　本市の児童が豊後高田市を訪問（予定）

＜交流の内容＞

「８．６平和集会（豊後高田市）」「８．９平和集会（島原市）」への参加、ホームステイ、市内観光、両市の縁の寺墓参（豊後高田市は円福寺、島原市は本光寺）

＜兄弟校・交流校＞

	島原市		豊後高田市
兄弟校	第一小学校	⟷	桂陽小学校
	第二小学校	⟷	高田小学校
	第三小学校	⟷	河内小学校
	第四小学校	⟷	戴星学園（旧　都甲小学校）
	第五小学校	⟷	田染小学校
	三会小学校	⟷	草地小学校　呉崎小学校
	第一中学校	⟷	高田中学校
	第二中学校	⟷	田染中学校
	第三中学校	⟷	河内中学校
	三会中学校	⟷	戴星学園（旧　都甲中学校）
交流校	大三東小学校	⟷	真玉小学校　臼野小学校
	高野小学校	⟷	三浦小学校
	湯江小学校	⟷	香々地小学校（三重小学校）

到着した子どもたちの歓迎

武家屋敷の見学

③　地域学習

小学校３・４年生の社会科の学習では、副教材である「わたしたちの島原市」を活用し、市の様子、仕事、くらしの移り変わり、健康・安全なくらしなどにつ

いての地域学習を行います。

小学校３年生では、校区の公民館、スーパーマーケットや食品工場などを見学します。小学校４年生では、警察署や消防署、市下水処理場、市ゴミ収集センターなどを見学します。

調べたことや見学したことをまとめ、発表するなどの活動をとおして、自分たちの住む島原市について理解を深めます。

④　キャリア教育[※30]

小学校では、身近な体験活動から学校での係活動、清掃活動、勤労生産的な活動や地域での活動を通して、働くことの大切さや自分の役割を果たそうとする意欲や態度を育てていきます。中学校では、市内の事業所や施設などでの職場体験学習や福祉体験学習を通して、キャリア教育の推進を図ります。

⑤　野外宿泊体験学習

小学校５年生・中学校１年生で、県立千々石少年自然の家や国立諫早青少年自然の家での宿泊体験学習を実施します。平成２４年度からは、地学の専門家の説明による「ジオパーク学習」も取り入れます。

＜活 動 例＞

飯ごう炊さん、沢歩き、ナイトハイキング、木工工作　など

（２）　信頼される学校づくりの推進

【具体的な取組】

①　学校評価

教職員による自己評価と保護者等による学校関係者評価は、学校運営の改善や教育の質の向上に不可欠なものです。学校として目指すべき重点目標を設定し、その達成状況や達成に向けた取り組みの適切さ等を評価することにより、組織的・継続的に学校運営を改善します。

また、評価結果の公表により、適切に説明責任を果たすとともに、保護者や地域住民からの理解と参画を得ながら、学校・家庭・地域の連携協力による学校づくりを進めます。

さらに、学校評価の結果を踏まえて、学校訪問時に教育委員会が学校に対する支援・改善を行うことにより、教育水準の保証・向上を図ります。

第２節　強い絆と豊かな心で結ばれた地域づくり

１　「島原市ココロねっこ運動[※32]」の推進

【現状と課題】

今日、少子高齢化に伴う人口減少や核家族化、高度情報化社会の急速な進行に伴い、家庭や地域を取り巻く社会環境は大きく変化しています。

そうした中、本市においても、価値観の多様化等による地域社会のつながりや支え合いの希薄化により、青少年の体験活動の機会の減少、家庭や地域の教育力の低下が叫ばれており、子どもの基本的な生活習慣の確立や子どもの自立の基礎を培う家庭教育、子どもや家庭を見守る地域教育の重要性はますます大きくなっています。

本市においては、“地域ぐるみの子育て”を目的として、「青少年の体験活動の充実」「子育て支援の充実」「学校と地域社会の連携」を３つの柱とする『島原市ココロねっこ運動』の展開に力を入れて取り組みます。

この活動をとおして、家庭の教育力の向上を図るために、子を持つ親が子どもの育て方や家庭教育のあり方について学ぶ機会を充実するとともに、ＰＴＡや青少年健全育成協議会[※33]、子ども会、婦人会、高齢者団体、青年団等が十分な連携を図り、地域ぐるみで子どもの成長を支える取り組みを継続し、地域の強いきずなをつくることが必要不可欠です。

（１）　青少年の体験活動の充実

【具体的な取組】

①　週末余暇活動

週末における子どもの居場所づくりを目的に、各地区青少年健全育成協議会等が中心となり、主に土曜日の午前中に各公民館や地域の中で各種の体験活動を実施します。

＜活 動 例＞

囲碁・将棋教室、料理教室、茶道教室、農業体験教室、郷土伝承教室、グランドゴルフ、マテ貝掘り　など

②　通学合宿

集団生活をとおして、礼儀や感謝の気持ち、耐性や自主性をはじめ、子どものコミュニケーション能力や生活力を身に付けさせるとともに、子どもとのふれあいをとおして地域住民・保護者・学校の結びつきを深めるなど、「子どもを核とした地域のきずなづくり」をめざします。

各公民館を主な拠点に、青少年健全育成協議会・婦人会・高齢者団体・青年団・ＰＴＡ等各種団体の協力のもと、小学校３年生から６年生が３泊４日または２泊３日で共同生活を行います。子どもたちは、買い物、食事づくり、片付け、学習などの日常体験を柱とし、もらい湯等で地域の方々との交流を深めながら通学します。

③　夏休み稽古館（けいこかん）

子どもの居場所づくりの一環として、小学校３年生以上を対象に、夏休み期間中に森岳公民館で実施します。島原藩の藩校「稽古館」で史学や文学を学んでいたことに因み、古典の学習や論語の素読を行う講座を開設します。

④　子ども会活動

各子ども会においては、独自の企画で会員と育成者の親睦活動、異世代間の交流活動、自然体験活動、社会奉仕体験活動の一環としての資源物回収、夏休みのラジオ体操等の活動を行うなど、子どもの体験活動の場の提供に努めます。

また、子ども会の連合組織である「島原市子ども会育成連絡協議会」においては、子ども会活動の活性化を図るため、子ども会ジュニアリーダー研修会等の取り組みを行います。

週末余暇活動での囲碁教室

通学合宿での食事づくり

（２）　子育て支援の充実

【具体的な取組】

①　家庭教育学級

子どもの教育の原点は家庭であることに鑑み、家庭や地域の教育力向上をめざして、各地区青少年健全育成協議会や各学校ＰＴＡが主体となって、保護者を対象に講演会や体験活動等を公民館や小・中学校区単位で実施します。

また、“しまばら家庭教育三・三・七拍子”（社会教育委員の会作成「P65 資料①」）を活用し、親・家庭・地域の役割を再認識させ、家庭及び地域の教育力の向上を目指します。

特に、近年のメディア機器の進展は目覚ましく、ネットトラブルから子どもを守るためにも、メディアに関する研修の継続が必要です。

＜活 動 例＞

講演会として「いじめ防止」、「食育」、「ネット事情と対応策」など。

体験活動として「子ども精霊船づくり」、「しめ縄」、「ミニ門松づくり」、「鬼火」、「オリエンテーリング大会」など

②　健康教育講座

心身の健康に関する意識を高めるため、各地区青少年健全育成協議会や各学校ＰＴＡが主体となり、市医師会の講師等による保護者対象の健康に関する講座を公民館ごとに実施します。

＜活 動 例＞

「ボディコントロールエクササイズ」、「食育について」など

③　思春期子育て講座

思春期の子育てについて理解を深めるため、中学校が主体となって、保護者を対象に思春期の子育てに関する講座を中学校ごとに実施します。

＜活 動 例＞

「子育ての知恵袋」、「携帯・スマホの取扱について」、「なぜ？がわかる子どもの成長のために」など

④　「少年の日」「家庭の日」の推進

地域全体で少年を見守り育てていくことをめざした毎月 1 日の「少年の日」に、少年が社会の一員であることの自覚を促すために“あいさつ・声かけ運動”を実施します。

また、家族そろっての団らんの機会を増やすことによって、愛情と信頼に結ばれた温かい家族関係を育てる契機とするため、毎月第３日曜日が「家庭の日」として定められています。今後とも、子どもたちの健やかな育成、明るく円満な家庭づくりの契機となるように周知に努めます。

（３）　学校と地域社会の連携

【具体的な取組】

①　学校と社会教育関係団体との交流事業

体育祭などの学校行事や各地区週末余暇活動、通学合宿、公民館まつり等をとおして、学校と各地区の青少年健全育成協議会・婦人会・高齢者団体等との連携と交流を深めます。

②　放課後子ども学習室

小・中学生を対象に学校施設を活用し、放課後における子どもの居場所を確保するとともに、地域の人材を活用して自主的・主体的な学習活動を支援し、自学の習慣を身に付けさせます。

≪目標とする数値≫

１校当たりの参加児童・生徒	平成２７年度	平成３３年度
児童・生徒数	２９人	４０人

③　スクールキッズ

小学生を対象に各地区公民館を活用し、長期休業中における子どもの居場所を確保するとともに、地域の人材を活用して自主的・主体的な学習活動を支援し、家庭学習の習慣を身に付けさせます。

≪目標とする数値≫

１地区当たりの参加児童	平成２７年度	平成３３年度
参加児童数	１７人	２０人

④　学校支援会議

各小・中学校単位で、学校・家庭・地域の代表が子どもの安全や子育て等について協議を行いながら、それぞれが協働し地域ぐるみの子育てに取り組みます。

また、「地域とともにある学校づくり」を推進するために、コミュニティ・スクー

ルの導入について、検討を進めます。

＜構成員例＞

町内会・自治会、青少年健全育成協議会、婦人会、高齢者団体、民生委員・児童委員、社会教育委員、学校評議員、ＰＴＡ、公民館　など

＜取 組 例＞

朝のあいさつ運動、登下校時安全パトロール、放課後子ども学習室、通学合宿、除草作業、校区の危険箇所点検　など

⑤　青少年育成ココロねっこ指導員・ココロねっこ推進員

本市における「ココロねっこ運動」を推進するため、青少年育成ココロねっこ指導員及びココロねっこ推進員を配置し、「ココロねっこ運動」のＰＲ、あいさつ運動や見守り活動等、地域における子どもの健全育成活動を実践します。

≪指導員・推進員の配置（平成２８年度）≫

青少年育成ココロねっこ指導員	４人（長崎県知事が委嘱）
ココロねっこ推進員	７人（島原市青少年健全育成協議会長が委嘱）

放課後子ども学習室

スクールキッズ

２　地域の特性を生かした公民館活動の推進

【現状と課題】

市内７地区にある公民館は、人づくり地域づくりの最前線であり、地域住民の生涯学習の活動拠点、行政と地域をつなぐパイプ役、そして、地域コミュニティづくりの中核施設として大きな役目を担っています。

本市では、各公民館単位に公民館運営委員会を組織するとともに、市公民館運営審議会を設置し、共通課題の解決や各種事業の企画実施等についての助言等をもとに公民館活動の推進を図っています。

人々の価値観の多様化に伴い地域連帯意識の低下が叫ばれている今日、社会教育関係団体や町内会・自治会等と連携しながら、きずなの強い地域をつくるためにも、公民館の果たす役割はますます重要になってきています。

（１）　地域に根ざした公民館の運営

【具体的な取組】

① 公民館まつり

各種講座や各サークル等の日頃の活動の成果を発表する場として、演技発表や作品展示、バザー等、地域の特性を生かして公民館ごとに実施し、地区内の連帯感の醸成に努めます。

また、子どもを核とした地域活性化を図るため、子どもたちが積極的に参加するような内容の工夫に努めます。

② 自治公民館活動

自治公民館が行う文化・スポーツ行事や学習会、地域における子育て支援等の教育的活動については、公立公民館と連携しながら支援に努めます。

公民館まつりでの演奏発表、作品展示

（２） 各種学級・講座の充実

【具体的な取組】

① 女性学級

変化の激しい社会の中で女性としてよりよく生きるため、知識を増やし見聞を広めるとともに、相互の交流と親睦を図ることを目的として、各公民館を拠点とした１０の学級において、年間９０回を目標に開催します。

また、女性学級の受講生には、学級で学んだことを地域づくりに活かし社会貢献へとつないでいく役割も期待されます。

＜講 座 例＞

ジオパーク学習、健康教育、環境問題、歴史、文学、法律、人権学習、防災、市議会傍聴、料理、和菓子づくり、生花、小物づくり、ダンス、グランドゴルフ　など

② 高齢者学級

心豊かで充実した生活がおくれるように知識の習得と相互の交流・親睦を図ることを目的として、各公民館を単位とした７学級において、年間７０回を目標に開催します。

＜講 座 例＞

健康教育、交通安全教育、郷土学習、法律、人権学習、健康づくり体操、軽スポーツ、昔遊び（小学生との交流）　など

③ 家庭教育学級

子どもの教育の原点は家庭であることに鑑み、家庭や地域の教育力向上をめざして、各地区青少年健全育成協議会や各学校ＰＴＡが主体となって、保護者を対象に講演会や体験活動等を公民館ごとに実施します。（Ｐ３５の①参照）

④　青年教室

青年が直面する課題解決と、地域を担う人材の育成や青年が集う場づくりを目的に実施します。

＜講 座 例＞

七夕まつり（小学生との交流）、ケーキづくり、地域交流　など

女性学級での見学学習（中冨くすり博物館）

高齢者学級での健康体操学習

⑤　公民館自主講座

各公民館において、地域住民のニーズに対応した各種講座を実施します。

また、自主講座からサークル活動への移行を支援するなど、市民の生涯学習の推進に努めます。

＜講 座 例＞

パソコン、小物づくり、健康づくり体操、園芸、料理、歴史、絵手紙、生花、カラオケ、魚のさばき方　など

≪目標とする数値≫

各種学級・講座	平成２７年度	平成３３年度
実施数	５１８回	５５０回

※各公民館における学級等（女性学級、高齢者学級、家庭教育学級、青年教室、公民館自主講座）

⑥　島原市ひとづくり出前講座

学習機会の充実を図るため、島原市政について広く知識を深めるための講座を開設します。依頼を受けて「出前」を行い、担当部局の市職員が講話をする内容であり、積極的な活用を促します。

＜分　野＞

市政、産業、まちづくり、暮らしと生活、防災、健康づくり、福祉、教育、ジオパーク　など

≪目標とする数値≫

出前講座	平成２７年度	平成３３年度

開催回数	２７回	５０回

（３）　自主活動の推進

【具体的な取組】

①　公民館サークル活動の育成

各公民館を拠点として自主的なサークルが活動しており、喜びや生きがいを求めて活動しております。

このため、さらなる活動の充実のために、公民館の利用の仕方やサークル等の情報について、公民館サークル情報誌を作成し周知を図ります。

＜サークル例＞

体操、ダンス、太極拳、舞踊、カラオケ、合唱、大正琴、詩吟、俳句、短歌、諧句、書道、茶道、生花、料理、手芸・工芸、囲碁・将棋、絵画、パソコン、おはなし会、パッチワーク　など

（※平成２８年度現在１９８のサークルが活動）

３　社会教育の推進と社会教育関係団体の育成

【現状と課題】

心豊かで活力ある生涯学習社会の実現のためには、社会教育の果たす役割は非常に重要です。

本市では、社会教育委員の会を設置し、社会教育事業の企画実施等についての助言等をもとに、社会教育の推進を図っています。また、青少年健全育成協議会、子ども会、婦人会、高齢者団体、青年団、ＰＴＡといった社会教育関係団体が、それぞれの事業計画に沿って、様々な社会教育活動を行っています。

一方、社会環境の変化や趣味・嗜好の多様化、高度情報化に伴う価値観の多様化等により、各種団体の会員数は減少傾向にあります。

地域コミュニティの維持や生涯学習の推進、地域における子育て支援のためにも、社会教育関係団体の育成を効果的に進めていく必要があります。

（１）　青少年関係団体の活性化

【具体的な取組】

①　青少年健全育成協議会活動

各地区の青少年健全育成協議会は、地域全体で子どもたちを育成する中心的な役割を担っており、地区ごとの特色を生かした体験活動、体育・レクリエーション行事、伝承・伝統行事、週末の余暇活動等を実施します。

また、青少年の事件や事故、非行の防止のため、危険箇所点検や安全パトロール等を実施します。

②　子ども会育成連絡協議会活動

毎年６月に、小学校高学年を対象としてリーダーに必要な資質を身につけさせる

ため、子ども会ジュニアリーダー研修会を実施します。週末に、自然の家など宿泊体験ができる施設に宿泊し、飯ごう炊さんや自然体験活動等を行います。

また、子ども会活動の指導的立場となる育成者を対象とした研修会を開催します。

青少年健全育成協議会による鬼火

精霊船づくり

子ども会育成会長研修会

子ども会ジュニアリーダー研修会

（２）　各種団体の支援

【具体的な取組】

①　婦人会・青年団の支援

地域における子育て支援の担い手である婦人会・青年団の自主運営を支援し、各団体の活性化と会員相互の親睦融和の醸成に努めます。

②　ＰＴＡ連合会の支援

ＰＴＡ会員の資質向上をめざし、「心豊かでたくましい子どもを育てるＰＴＡ活動」という全体テーマで、島原市ＰＴＡ連合会研修会が毎年１月に開催されます。

また、メディア機器を介して子どもが被害に遭う事件の多発をうけて、携帯電話を持たせるのは親の責任という自覚を促すために、ＰＴＡ連合会の統一ルールである「しまばらスマホルール」を策定し、各学校ＰＴＡでは、「家族のルール」づくりに取り組んでいます。

今後も、子育ての中心となるＰＴＡ活動の支援をさらに強化します。

4　文化活動の推進

【現状と課題】

本市においては、文化活動を支える団体として、島原文化連盟と有明文化協会があります。文化イベントについては、両団体をはじめ、それらを組織している団体などにより、特色ある活動が展開されております。これらの市民主体の文化活動を引き続き支援し、地域文化の良さを伝えていくとともに、豊かな心の育成につなげていくことが大切であります。

自主文化事業については、市民に芸術性の高い優れた舞台芸術に接する機会を提供し、市民文化の向上と地域活性化につなげるため、公演等を行っておりますが、多くの市民に鑑賞してもらうための工夫が必要であります。

市内の文化の活動拠点としては、島原文化会館と有明総合文化会館があります。大ホールの規模はそれぞれ１，２０２席、７００席で、催し物の規模・内容に応じて活用しておりますが、さらなる利用促進が求められます。

（１）　文化団体の育成と文化事業の充実

【具体的な取組】

①　文化団体の育成と連携

市内の主な文化団体である島原文化連盟、有明文化協会、さらに音楽団体の島原市音楽連盟については、自主運営を支援します。また、市全体が一体となって文化の振興に向けた有効な活動を行うために、連携を強化し市民の文化の向上に努めます。

②　島原市美術展覧会の開催

島原文化連盟、有明文化協会との共催で、広く市民から美術作品を公募し、市民の鑑賞と情操豊かな心を養うために、島原市美術展覧会を開催します。

③　島原市民音楽祭の開催

島原市音楽連盟、島原市小中学校音楽教育研究会、島原市邦楽振興会との共催で、市民や青少年が音楽に親しむ機会を提供するため、島原市民音楽祭を開催します。

（２）　自主文化事業の充実

【具体的な取組】

①　自主文化事業の開催

自主文化事業として、毎年、年間計画に基づき公演等を行っておりますが、より市民のニーズを反映した公演等を実施するとともに、さらに多くの市民に質の高い芸術文化に触れていただけるように努めます。

市民が主体的に取り組んでいる「肥前島原子ども狂言」は、子どもの伝統芸能活動の活性化のために今後も支援に努めます。

②　公募型自主文化事業の実施

市民のアイデアを公募し多種多様な提案による文化事業を推進するために、公募型自主文化事業を実施します。

（３）　市民文化の充実

【具体的な取組】

①　市民文化講座の開催

市民の知識と教養の向上のため、島原文化連盟との共催で、政治・経済・文化等の各方面にわたる著名な講師を市内外から招へいし講演会を行います。

島原市美術展覧会

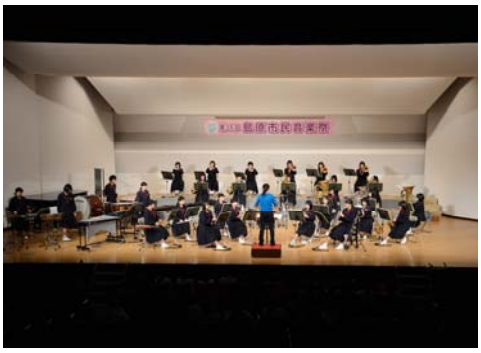

島原市民音楽祭

肥前島原子ども狂言

市民文化講座

５　図書館の充実

【現状と課題】

本市には、島原図書館、有明図書館があり、三会・杉谷・森岳・霊丘・白山・安中地区の６公民館には、島原図書館の分室を設置しています。島原図書館は昭和６１年、有明図書館は平成１１年に開館しており、島原図書館協議会の助言等をもとに、現在、一般財団法人島原市教育文化振興事業団が指定管理者として管理・運営にあたっています。

また、島原図書館は、平成２５年度に子どもの読書活動の実践において「文部科学大臣表彰」を受賞し、平成２７年度に開館３０周年を記念して絵本作家の講演会の開催や図書館バッグの配布を行いました。

図書貸出用の登録者カードは島原・有明両図書館共通となっており、所持者は、平成２８年３月末現在 49,714 人、平成２７年度中の島原図書館利用者数は 35,673 人、有明図書館の利用者数は 15,226 人となっています。

今後、さらなる利用促進を図るため、各種サービスの向上と快適な読書環境づくりに努めます。

また、市内全小・中学校に学校司書を配置し、各学校・公民館では図書ボランティア

が活躍しています。市保健センターにおいては、３歳児検診時の「読み聞かせ」や３か月検診時の「ブックスタート」※34を実施しており、子どもの読書活動の推進のためには、これら関係機関と公立図書館との連携もたいへん重要になっています。

（１）　図書館活動の推進

【具体的な取組】

①　図書資料の充実

図書館へのリクエストを大切にし、広く公平な選書・収集に努め、図書資料の充実を図ります。郷土資料については、歴史の継承と郷土史研究の発展のため収集に努めます。

②　読書環境づくり

設備の充実、館内美化、配架や展示の工夫、自主講座の開催により、気軽に利用できる図書館づくりをめざします。

また、ホームページや図書館だよりの内容の充実に努めるとともに、図書館司書の実務研修会等への積極的な参加により、予約サービスやレファレンスサービス、レフェラルサービス※35などの向上に努めます。

③　子どもの読書活動の推進

本市においては、平成１７年度に「島原市子ども読書活動推進計画」を策定しており、この計画の実施により、市内全小・中学校への学校司書の配置や学校図書館の充実、図書ボランティア活動の活性化などが図られました。

本計画の課題を整理し、さらに市民が一体となって子どもの読書活動を推進することを目的に、第２次島原市子ども読書活動推進計画（計画期間は平成２７年度から平成３１年度までの５年間）を策定しました。

本計画に基づき、学校、幼稚園、保育所、認定こども園、公民館、図書ボランティアがさらに連携し子どもの読書活動を推進します。

≪目標とする数値≫

図書貸出	平成２７年度	平成３３年度
冊数	２４０，８９７冊	２４５，０００冊

島原図書館開館３０周年記念講演会

島原図書館クリスマスおはなし会

島原図書館夜のおはなし会

有明図書館での読み聞かせ

６　少年センターの充実

【現状と課題】

少年の健全な育成を期し、少年の非行を防止するため、島原市少年センターを設置しており、少年センター運営協議会の助言等をもとに運営しています。

少年センターでは、少年補導委員（定数６８名）が定期的に夜間巡回補導を行ったり、自転車走行のマナーの指導等を行ったりしています。

また、少年センター相談員が少年の健全育成に関する相談活動を行い、必要に応じて専門機関を紹介しています。

家庭や地域の教育力の低下、メディア機器の進展に伴う子どもの行動の変化など、少年の非行防止のために、学校やＰＴＡ、社会教育関係団体等と十分連携した取り組みが必要不可欠です。

（１）　補導活動の充実

【具体的な取組】

①　補導活動

各地区の少年補導委員会は、市内全９地区（各小学校区）に設置し、学校・ＰＴＡ・地域から５～８名の補導委員を委嘱しており、毎月の定期補導に加え、長期休業中や初市・花火大会・土曜夜市等の行事における特別補導を行います。

また、登下校時の「あいさつ運動」や夜間巡回補導での「愛の一声運動」などに取り組みます。

市での特別補導

自転車指導

（２）　相談活動の充実

【具体的な取組】

①　青少年問題の個別相談

電話・来所・訪問等の相談に対応し、必要に応じて専門機関を紹介します。また、ポスターの掲示やチラシの配布等により、相談活動の周知に努めます。

（３）　環境浄化活動の推進

【具体的な取組】

①　白ポストによる有害図書の回収

市内３箇所に設置した「白ポスト」により、少年の健全育成に有害な雑誌、ＤＶＤなどの回収を毎月行い、環境浄化を推進します。

白ポスト（島原駅前）

②　立入調査の実施

少年補導委員や関係機関と連携して、７月の「青少年の非行・被害防止全国強調月間」、１１月の「子ども・若者育成強調月間」に、書店、カラオケボックス、コンビニ、携帯電話販売店等への立入調査を行い、子どもに有害な環境を与えないよう協力を求めます。

（４）　地域啓発活動の充実

【具体的な取組】

①　「少年の日」・「家庭の日」の周知・啓発

毎月１日の「少年の日」や第３日曜日の「家庭の日」の前に、広報車で市内を巡回し、それらの日の意義についての周知に努めます。

②　あいさつ運動

学校やＰＴＡ、各地区の社会教育関係団体と連携しながら、毎月１日の「少年の日」に、小・中学校の校門前や通学路等で「あいさつ運動」を行います。

③　「少年センターだより」の発行

少年の健全育成や非行防止の啓発を目的として、年６回発行し、小・中学校の保護者や関係諸団体に配布します。

（５）　関係機関等との連携

【具体的な取組】

①　各種団体や関係機関との連携

少年補導委員の研修会等において、警察署から非行の現状や対策等についての報告や助言を受けるなど、各種団体や関係機関と連携し、補導活動の充実に努めます。

7　文化財の保護

【現状と課題】

本市においては、県内有数の有史以前の遺跡として、縄文時代後期の土器の製作跡とされる「大野原遺跡」、大規模な集落跡であった「小原下遺跡」、弥生時代中期頃の「景華園遺跡」が知られており、景華園で発見された銅剣は長崎県の有形文化財に指定されています。

日本史に残る歴史事象として、島原の乱※36や島原大変が有名であり、関連する市指定文化財として「キリシタン墓碑」や「流死菩提供養塔」が残されています。島原藩主松平家から伝わった古文書群である「肥前島原松平文庫※37」にも当時の記録が記されており、県の有形文化財に指定されています。

また、本市の歴史のシンボルである島原城は、元和４年（1618 年）から、松倉重政が４年ないし７年の歳月をかけて築いたもので、現在においても石垣の残存状況からその価値が認められ、平成２８年に県の史跡に指定されました。

国指定文化財としては、弘化３年（1846 年）に島原藩主松平忠誠の命により築かれた薬園の遺構である「旧島原藩薬園跡※38」が、昭和４年に国の史跡に指定されました。また、普賢岳の噴火活動で形成された溶岩ドーム「平成新山」が、その形成過程と生態系の回復状況等がわかる貴重な場所として、平成１６年に国の天然記念物に指定されています。

本市に残るこれらの貴重な文化財については、文化財保護審議会の助言等をもとに適切に保存、公開、活用に努めています。今後も、郷土の歴史に対する理解を深めるとともに、ふるさと島原への愛着と誇りを持つ心の育成につなげるため、市民一体となった取り組みが必要不可欠です。

大野原遺跡展示館「縄文の里」

景華園遺跡で出土した銅剣

りゅうしぼだいくようとう

島原城に屋外展示されているキリシタン墓碑　　流死菩提供養塔

深溝世紀（ふこうずせいき）※39（翻刻本）

島原城

（１）　旧島原藩薬園跡

【具体的な取組】

①　国指定史跡としての保存と管理

国指定史跡「旧島原藩薬園跡」は、史跡としての遺構の維持管理を第一義に、薬草見本園としても公開しています。

昭和５１年に策定された県教育委員会の保存管理計画※40による整備はほぼ完了しましたが、同計画の策定から４０年以上が経過し、樹根の成長による石垣への影響や、遺構の劣化が見られるため、適切な保存に努めます。

薬草の管理については、日常的な植栽管理や環境整備に努めており、県立島原農業高校等と連携して取り組みます。

＜薬園の履歴＞

・弘化３年	現在の小山（こやま）町に島原藩主の命により賀来（かく）佐一郎（さいちろう）、飯島義角（いいじまぎかく）によって薬園が築かれる
・明治２年	廃園となる
・明治３２年	民間の所有となる
・昭和４年４月２日	「旧島原藩薬園跡」として国の史跡に指定され、島原町が管理団体となる
・昭和４６～４８年	長崎県による全体の約半分の民有地の買上げ
・昭和４９～５１年	長崎県による発掘調査及び史跡整備
・昭和５１年	長崎県教育委員会による保存管理計画の策定
・昭和５２～６０年	島原市による民有地の買上げ、全園公有化
・昭和５３～６２年	石垣の修復や休憩所・トイレの設置、植栽・説明板設置等の薬草見本園的な整備
・平成２２年	管理棟・トイレの改修、門扉の設置
・平成２４年	駐車場の整備

②　周知と活用

薬園が築かれた当時の時代背景や薬園に携わった人々の物語等を、歴史講座やホームページ等で分かりやすく発信します。

また、園内の薬草・薬木や、それらの効能などについて楽しく学べる講座や周知イベント等の実施に努めます。

旧島原藩薬園跡

旧島原藩薬園跡での薬草講座

（２）　肥前島原松平文庫（ひぜんしまばらまつだいらぶんこ）

【具体的な取組】

①　所蔵資料の修復・マイクロフィルム化・公開・活用

歴史的な事実が記された古文書や絵図等が一万余点も収蔵される松平文庫は、国内でも希少な価値をもっており、平成２５年３月に県の有形文化財に指定されました。このため、製本作業員によって虫食いなどによる所蔵資料の破損を修復し、よりよい状態で未来に残すように努めます。

特に、修復については、製本作業員を積極的に研修会に参加させ、技術の継承にも努めます。

修復した所蔵資料は、マイクロフィルム化やデータ化により複製品を作成し、資料の情報の消失を防ぐとともに、市民や研究者に幅広く活用できるように努めます。

所蔵資料の活用方策として、絵図等を中心に松平文庫展示室で企画展示を定期的に開催するとともに、旧島原藩日記[※41]や深溝世紀（ふこうずせいき）等の古記録を用いた歴史講座や、古文書研究者による講演会等を実施します。

②　所蔵資料翻刻（ほんこく）本の刊行

松平文庫の所蔵資料は、くずし字や漢文で記載されているものが多く、難解な文章となっています。特に、島原大変（しまばらたいへん）をはじめとした本市の歴史に関わる資料を多くの市民に知ってもらい利用してもらうため、楷書で記載した翻刻本を刊行します。

古文書の修復作業

松平文庫での歴史講座

（３）　島原城跡

【具体的な取組】

①　整備と活用

島原城は平成２４年６月の大雨により本丸西側石垣が崩落しましたが、調査を行いながら文化財的な価値を損なわないように復旧を進めました。その後、平成２４年度から２６年度にかけて石垣台帳整備事業を実施し、これまでの調査をもとにその価値が認められ、平成２８年２月に県史跡に指定されました。今後は、保存整備計画を策定し効果的な保存と活用を図ります。

また、島原拘置支所職員宿舎敷地から出土した遺構の保存・活用に努めます。

（４）　各種文化財

【具体的な取組】

①　文化財の保護

文化財とは、「指定」や「登録」の有無にかかわらず、歴史上、芸術上、学術上、観賞上等の観点から価値の高い有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群、埋蔵文化財のことを指し、市民共通の財産であるとされています。

本市にはこのような文化財が数多くあって、これらの文化財も指定文化財に準じた活用を図りながら保護していきます。

また、古くから島原に伝わる伝統芸能については、後継者不足から活動の維持が危惧される団体もありますが、保存の継承のために引き続き支援します。

②　指定文化財の保存・公開・活用

本市に所在する指定文化財は、平成２８年３月末現在、国指定５件、県指定１１件、市指定７８件、国登録３１件となっています。

文化財は市民共通の財産であり、「指定」又は「登録」された文化財は、本市にとって特に重要で、内容に応じた保存、公開、活用を図るとともに、文化財巡視員による定期的な確認を行うなど適切な保護に努め、個人所有の指定文化財については、日常管理や保護への支援を行います。

市川泰朴（いちかわ たいぼく）の解体図等の市指定文化財は、有明歴史民俗資料館や島原城キリシタン資料館等で展示し、公開・活用を図ります。また、屋外の指定文化財には、説明板を設置し、歴史講座やまち歩き講座での活用を図り、移動可能な文化財は、必要に応じ市外の資料館等への貸出展示を行います。

また、島原藩主深溝松平家墓所については、市の史跡に指定しておりますが、今後は国史跡の指定をめざし、境内の詳細な地形測量図と墓碑の実測図を作成し、本光寺が所蔵する古文書、絵図等文献資料の調査を進めていきます。

≪目標とする数値≫

文化財	平成２７年度	平成３３年度

国登録文化財の数	３１件	３６件
※市内の指定文化財の数	９４件	９６件

※　市内の指定文化財の数は、国・県・市指定の合計数

③　埋蔵文化財の発掘調査・保存・公開・活用

遺跡地図等で埋蔵文化財が存在する土地として周知されている土地を「周知の埋蔵文化財包蔵地」といい、指定されていなくても保護すべきものとして、その範囲内で建設工事等の開発行為を行う場合は、事前に市教育委員会への届出が必要です。

開発行為による埋蔵文化財への影響が考えられる場合には、開発主体者と保存について協議を行い、事前に範囲確認調査を実施して遺構や遺物の有無を確認します。範囲確認調査により遺構や遺物が確認された際には、再度協議を行い、開発行為による破壊がやむを得ない場合は、開発行為者の費用負担により、本調査を実施して記録保存を行い、遺構の残存状態によっては、現地で公開の説明会を開催します。

本調査の結果は、記録保存という形で後世に伝えるために発掘調査報告書として刊行し、研究・歴史資料として図書館や大学等へ配布します。

発掘調査報告書の刊行後、土器や石器等の遺物、調査時の実測図や写真は埋蔵文化財収蔵庫に保管し、大学等の研究者による調査・研究資料として活用を図り、完全な形に復元できる土器等は有明資料館「大野原遺跡展示館」[※42] に展示・公開します。遺物の出土量や内容によって、適宜、企画展を開催します。

④　歴史的建造物の保護

本市には、平成１６年度から実施した市や大学等の調査により、江戸末期から昭和初期までの歴史的な建造物が、森岳商店街、万町、堀町、白土町、湊新地町、有馬船津町等に数多く現存していることが判明しています。

調査結果をもとに、所有者の同意が得られた建造物の「指定」や「登録」を、引き続き行います。

また、江戸時代の島原藩士の屋敷跡や町割りが残る鉄砲町地区を対象として平成１９・２０年度に実施した伝統的建造物群保存対策調査の結果をふまえ、今後、地域住民や関係機関等との意見交換等を行い、往時の面影を残す町並みを後世に伝えるための伝統的建造物群保存地区制度[※43]の導入に向けた検討を行い、鉄砲町の文化的価値と制度の周知に取り組みます。

精霊流し

郷土芸能の先踊

湧水庭園「四明荘（しめいそう）」

有明歴史民俗資料館

旧島原藩日記

文化財防火デーでの文化財搬出訓練

文化財現地説明会

江戸時代の屋敷跡や町割りが残る鉄砲町

第３節　スポーツを通じた人づくり・地域づくり

１　ライフステージに応じた生涯スポーツの充実

【現状と課題】

本市では、少子高齢化といった社会情勢の変化に加え、生活が便利になったことによる運動不足に伴う体力の低下、現代社会におけるストレスの増大、人間関係の希薄化などが問題となっています。

スポーツは、人間の身体的・精神的な欲求にこたえる世界共通の人類の文化の一つであり、心身の両面に影響を与える文化としてのスポーツは、明るく豊かで活力に満ちた社会の形成や個々人の心身の健全な発達に不可欠なものです。

スポーツは、体を動かすという人間の本源的な欲求にこたえるとともに、爽快感、達成感、他者との連帯感等の精神的充足や楽しさ、喜びをもたらし、さらには、体力の向上や精神的なストレスの発散、生活習慣病の予防など心身の両面にわたる健康の保持増進に資するものであります。生涯にわたりスポーツに親しむことができる豊かなスポーツライフを送ることは、「人づくり」として大きな意義があります。

また、スポーツは人間の可能性の極限を追及する営みという意義を有しており、競技スポーツに打ち込むひたむきな姿は、国民のスポーツへの関心を高め、国民に夢や感動を与えるなど、活力ある健全な社会の形成にも貢献できる大きな力を持っています。こうしてスポーツを文化として推進することで明るく活力ある「地域づくり」の実現が期待できます。

「人づくり」「地域づくり」を目的としたスポーツの具体的な楽しみ方として、自ら体を動かして運動を行う「する」スポーツ、競技力の高いプレーヤーたちや仲間のプレーを観て楽しむ「観る」スポーツ、運営ボランティアや管理スタッフ、指導者として他社のスポーツ活動を支援する「支える（育てる）」スポーツなど多様であり、さらには「学ぶ」「語る」「魅せる」などさまざまな中から選び関わることができます。

（１）　総合型スポーツクラブの普及・推進

【具体的な取組】

子どもから高齢者までスポーツのきずなを広げるため、総合型スポーツクラブ「白山いきいきスポーツクラブ」をモデルとしながら、本市の特色を生かしたスポーツクラブの普及・推進に努めます。

≪目標とする数値≫

総合型地域スポーツクラブ	平成２８年度	平成３３年度
団体数	１団体	３団体

（２）しまばら体操の普及

【具体的な取組】

島原市では日本体育大学の協力を得て、平成 28 年に「しまばら体操」を作成しました。この体操は、体をすみずみまで動かし、血行促進や代謝を活発化することを目的としており、4 つのストレッチ運動と 4 つの動的運動で構成されています。体操は座ったままでも行うことができるもので、健康の保持・増進と介護予防という効果が期待されます。一層の普及を図ることで、市民が継続的に体を動かし、いつでも体操を楽しめるようにしていきます。

（3）ウォーキング環境の整備

【具体的な取組】

市内の公園や道路では、特に早朝や夕方、美しい景色を眺めながらウォーキングを楽しむ市民の姿が見られます。このように世代を問わず親しまれているウォーキングについて、今後も市民が安心していつでもウォーキングを行えるよう、ウォーキング環境の整備に努めます。

（4）スポーツの多様な楽しみの推進

【具体的な取組】

スポーツの楽しみ方は、実際に自ら身体を動かす「する」スポーツだけでなく、「観る」スポーツ、「支える」スポーツ、「学ぶ」スポーツ、「魅せる」スポーツなどさまざまです。市民が好みや状況に応じてさまざまな形でスポーツとかかわることができるよう、多様なスポーツの楽しみ方の機会を確保していきます。具体的には次のようなスポーツとのかかわり方の支援を図ります。

・「観る」スポーツ・・・・学校や公民館等を活用したパブリックビューイングの開催支援

・「支える」スポーツ・・・市民スポーツ大会や島原学生駅伝等でのボランティア実施、指導者の活用推進の支援

・「学ぶ」スポーツ・・・・日本体育大学との連携によるさまざまな年代を対象としたスポーツ講座やスポーツ少年団・部活動の指導者を対象とした指導者講習会。健康づくり講座の実施。

・「魅せる」スポーツ・・・市民スポーツ大会などでの発表の場の提供支援

2　夢を育むジュニアスポーツの充実

【現状と課題】

近年、身体活動を伴わない遊びが増えていることなどにより、日常生活での運動の機会が減少し、子どもの運動能力は、昭和 60 年ごろに比べると低下傾向が見られます。このことは、将来的に市民全体の体力低下に影響することになり、ひいては生活習慣病やストレスによる健康被害が増加することにつながると懸念されています。

豊かなスポーツライフの基盤は、子どもの頃から形成されます。生涯にわたりスポーツに親しむ生活にとっては、子どものころにスポーツを楽しんだ経験が重要なものとなるのです。したがって家庭や学校生活などを通じ、子どものころからスポーツに対する興味・関心を高め、日常的にスポーツに親しむ機会を提供し、子どもたちの心身の充実に努めます。

（１）スポーツ少年団活動の推進

【具体的な取組】

①　スポーツ少年団活動の支援

一人でも多くの子どもたちにスポーツの歓び味わわせることを目的とした、スポーツ少年団が開催する各種交流大会や交流事業の支援に努めます。

②　スポーツリーダーの育成

スポーツ少年団の充実を図るため、スポーツ少年団
指導者協議会が開催する島原市スポーツ指導者研修会の支援に努めます。

指導者研修会

（２）夢の教室の開催

【具体的な取組】

全小学校の５年生を対象に、日本サッカー協会が派遣する「夢先生」（現役アスリート等）を招聘し、実体験に基づく講義や実技指導をとおして、「夢を持つことの大切さ」や「仲間と協力することの大切さ」を学ぶことの機会を提供することで、子どもの情操教育の充実に努めます。

夢教室の夢トーク

ゲームの時間

（３）ジュニアスポーツの活性化

【具体的な取組】

ジュニアスポーツの充実を図るため、日本体育大学との「体育・スポーツ振興に関する協定」に基づき、小・中学生を大学へ派遣し、オリンピアンなどのトップレベルの指導者から講義や実技指導を受けることにより、将来に向かって「夢・憧れ・志」を持つことの大切さを学ぶ機会を提供することで、児童生徒の意識の高揚を図り、さらなるスポーツの振興や競技力の向上に努めます。

オリンピアン講話

トレセンプログラム

３　スポーツを活用した地域活性化

【現状と課題】

近年、行事に関わる予算の削減が叫ばれる中、限られた予算の中でスポーツ大会等を実施し、地域活性の効果をもたらすのが難しくなりつつあります。そこで、大会やイベントを厳選し、効率的に運営する必要があります。

（１）市民体育祭の開催

【具体的な取組】

市民総参加の場として市民体育祭を開催し、世代を問わず参加できる大会として親睦融和を図ります。

市民体育祭大運動会

ちびっ子がんばれ（園児対抗リレー）

（２）平成新山島原学生駅伝の開催

【具体的な取組】

学生駅伝を通して交流を図り、島原を全国へアピールすることを目的として開催します。

学生駅伝（男子）

学生駅伝（女子）

（３）全国・九州大会等の開催

【具体的な取組】

スポーツ交流推進のため地域一体となって、各種スポーツの全国・九州大会等の支援に
努め、スポーツ交流を積極的に推進し、併せて本市のスポーツの普及・振興に努めます。
また、市内スポーツ施設や宿泊施設を有効活用し、プロや大学のチームを招致すること
に努めます。

《目標とする数値》

プロスポーツ等のキャンプ	平成２８年度	平成３３年度
団体数	１チーム	２チーム

第４節　安全で安心な教育環境づくり

１　学校施設の整備・充実

【現状と課題】

学校施設の現状については、市内にある全ての小・中学校校舎２８棟のうち、８割以上にあたる２３棟が築後３０年以上経過しており、老朽化が顕著となっています。

学校施設は、児童・生徒の学習、活動の場であるとともに、地域住民にとってのコミュニティ施設であります。

また、災害発生時には、地域住民の緊急避難施設としての役割も担っていることから、安全性の確保は極めて重要であり、耐震性・耐久性の高い施設とする必要があります。

こうしたことから、本市では、学校施設の耐震化に計画的に取り組んでおり、校舎及び体育館の構造体の耐震化を平成２４年度末で完了。

さらに、災害時に地域住民の避難施設となる体育館については、非構造部材（外壁や天井材など）の耐震化も平成２７年度末で完了しています。

今後は、多くの学校で非構造部材の落下被害が発生した東日本大震災での教訓を生かして、校舎の非構造部材の耐震化を計画的に取り組んでいく必要があります。

また、雲仙普賢岳噴火災害時の降灰対策として設置した空調設備が、経年劣化で使用に支障をきたす状態となっており、年次計画で施設整備に取り組む必要があります。

そのほか、「障害者差別解消法」が平成２８年４月に施行され、自治体や公的機関に障害を考慮した環境整備をする「合理的配慮」の提供が義務付けられました。このため、財政負担を念頭に均衡を失した過度の負担を課さないよう留意しつつ、インクルーシブ教育システム[※44]の構築に向けた基礎的環境整備の充実に努めます。

情報教育においては、現在、社会の身の回りの様々なものに ICT が活用されており、日々の情報収集やコミュニケーション、生活上の必要な手続きなど、日常生活における営みを ICT を通じて行うことが当たり前となっています。こうした中、子どもたちには、ICT を受け身として捉えるのではなく、手段として積極的に活用していく能力の教育が求められています。

今後は、国や県の補助など特定財源を有効活用しながら、ICT 環境整備に取り組んでいく必要があります。

（１）　学校施設の整備

【具体的な取組】

①　学校施設の耐震対策

東日本大震災での教訓を生かして、改修が必要とされる小・中学校校舎の非構造部材改修工事に、国の財源を活用しながら計画的に取り組みます。

≪目標とする数値≫

小・中学校校舎の非構造部材耐震化工事	平成２８年度	平成３３年度
実施棟数	０棟	６棟

② 学校施設の営繕・管理

より良い教育環境を確保するため、緊急性・危険性・必要性等を考慮した計画的な施設整備を行います。

老朽化が激しい空調設備については、既存設備の管理状況や他自治体の整備状況を踏まえつつ、費用負担の軽減を図るため、校舎非構造部材の耐震化工事と並行して取り組みます。

また、太陽光発電や雨水利用、地元産木材の活用といった環境面に配慮した施設整備に努めます。

第三小学校（新築校舎）

第一小学校体育館（非構造部材）

（２） 教育設備等の充実

【具体的な取組】

① 教材・教具・学校図書

新学習指導要領にも対応した学習内容の充実を図るため、教材・教具等の充実に努めます。

また、読書活動の推進や調べ学習への対応を図るため、学校図書のさらなる充実に努めます。

② 情報機器

国においては、平成２８年７月にとりまとめられた「２０２０年代に向けた教育の情報化に関する懇談会」の議論を基に、平成２８年度から５年間を対象とした「教育の情報化加速化プラン」が策定されており、本市においてもこうした計画を基本に ICT 環境の整備を進めます。

今後は、首長部局との連携強化を図りながら、ICT 活用授業で有効活用できる教材やタブレット PC 等 ICT 教育機材の計画的整備を進めるため「島原市 IT 環境整備計画（仮称）」を策定し、事業の推進を図ります。

パソコン教室（三会小学校）

（３）　給食施設等の充実

【具体的な取組】

①　給食施設等の充実

食器消毒保管庫や保冷庫等、一部の調理機器において耐用年数を迎えていることから、年次的に機器の交換を行い、適正な給食施設の運営に努めます。

２　社会教育施設の整備・充実

【現状と課題】

社会教育施設は、生涯学習の場として、また、地域コミュニティの拠点としての役割を持っています。さらには、防災拠点施設としての役目も担っており、施設の耐震性や安全性の確保は重要な課題です。

本市では、平成２４年度で公民館の耐震化を完了しました。建築から年数が経っている施設について、順次、老朽化に伴う改修等を行っていく必要があります。

（１）　公民館の整備・充実

【具体的な取組】

①　公民館の営繕・管理

よりよい活動環境を維持していくため、危険性や利便性等を考慮した計画的な施設整備を行います。

②　公民館設備等の充実

市民の学習ニーズに併せて、計画的な学習設備等の充実に努めます。

杉谷公民館　　杉谷公民館（図書室）（他の写真を）

（２）　図書館の整備・充実

【具体的な取組】

①　図書館の営繕・管理

よりよい読書環境を維持していくため、危険性や利便性等を考慮した計画的な施設整備を行います。

②　図書館設備等の充実

市民の読書意欲の向上のため、設備等の充実に努めます。

島原図書館（館内）

有明図書館（館内）（他の写真を）

（３）　文化会館の整備・充実

【具体的な取組】

①　文化会館の営繕・管理

本市文化の活動拠点となる島原文化会館及び有明文化会館については、必要に応じ計画的に施設や設備の改修等に努めます。なお、島原文化会館の敷地は島原城二の丸の遺構内に位置しており、島原城の県史跡指定に伴い、今後のあり方について検討します。

②　文化会館設備等の充実

市民の利用ニーズに併せて、計画的に設備や備品の更新や充実に努めます。

4　スポーツ施設の整備・充実

【現状と課題】

本市のスポーツ施設は、島原市営陸上競技場、島原復興アリーナ、島原市営平成町多目的広場等、島原市営平成町人工芝グラウンド、島原市霊丘公園体育館・弓道場等を設置しています。

各施設では、年間を通して市民各種各層のスポーツ大会の開催や島原復興アリーナ等の大規模施設では県大会・全国大会の競技大会等も開催されています。特に天然芝の島原市営陸上競技場、島原市営平成町多目的広場、島原市営平成町人工芝グラウンド等では、プロサッカーや大学のキャンプなどにも利用されています。

今後は、施設の更なる有効活用に加え、建設後かなりの年数が経過している島原市立有馬武道館、島原市営球場、島原市立温水プール、島原市有明体育場等の改修を計画的に行う必要があります。

（１）　スポーツ施設の整備・充実

【具体的な取組】

施設の整備については、現有施設の有効活用を基本としながら、市民の利便性・安全性を考慮し計画的な改修等に努めます。

≪施設一覧≫

島原市霊丘公園体育館・弓道場	島原市営陸上競技場
島原市立有馬武道館	島原市営球場
島原市立温水プール	島原市営総合運動公園庭球場
島原市れいなん会館	島原市立総合運動公園庭球場夜間照明施設
島原市立屋内相撲場	島原復興アリーナ
霊丘公園相撲場	島原市営平成町多目的広場
島原市営霊丘公園庭球場	島原市営平成町人工芝グラウンド
島原市立霊丘公園庭球場夜間照明施設	島原市有明体育場（体育館）
霊丘公園運動広場	島原市有明体育場（弓道場）
島原市立霊丘公園運動広場夜間照明施設	島原市有明青少年武道館
島原市立第二中学校夜間照明施設	島原市有明プール
島原市営杉谷運動広場	島原市有明の森運動公園（有明の森運動場）
島原市営安中運動広場	島原市有明の森運動公園夜間照明施設
島原市営三会ふれあい運動広場	島原市有明大野浜運動広場

島原市霊丘公園体育館・弓道場

島原市営陸上競技場

島原復興アリーナ

島原市営平成町人工芝グラウンド

島原市有明青少年武道館

島原市営総合運動公園庭球場

4　修学支援の実施

【現状と課題】

本市においては、島原市奨学金制度の活用により、学生たちの修学機会の拡大を図っています。

今後も、制度の適正な運用を行い、修学の支援に努める必要があります。

また、義務教育過程において、経済的な支援が必要な世帯に対しては、就学援助制度等による各種支援を適正に実施していく必要があります。

（１）　奨学金制度

【具体的な取組】

①　島原市奨学金制度の運用

向学心があるにもかかわらず、経済的理由により修学が困難な学生に対して、奨学金の貸付を行い、有為な人材育成を目指します。制度については、ホームページや広報紙により、市民への周知を図ります。

なお、返還が滞っている者に対しては、電話や個別訪問による催促を行うなど未納対策を実施し、制度の円滑な運用に努めます。

また、夢の実現に向けた新た修学支援策として、一定の要件を満たすもので、卒業後、島原市内に居住、就職した者に対して、返還免除等の措置を講じるなど新た

な奨学金制度を創設し、定住人口の増加を図ります。

≪目標とする数値≫

島原市内への定住	平成２８年度	平成３３年度
定住人口数	０人	５人

② 各種奨学金制度の相談・案内

財団法人長崎県育英会や日本学生支援機構の奨学金等について相談・案内を行います。

（２） 就学援助制度

【具体的な取組】

① 制度の適正実施

市内の小・中学校に在学する児童・生徒の保護者で、経済的な理由により就学困難な者に対して、学用品費、各学校行事活動費、学校給食費等の必要な援助を行う就学援助制度について、適正な実施に努めます。

なお、平成２７年度決算の状況は以下のとおりです。

■準要保護の認定状況

	生徒数	認定者数	認定率	決算額
小 学 校	2,340 人	310 人	13.25 %	20,514 千円
中 学 校	1,288 人	208 人	16.15 %	20,591 千円
計	3,628 人	518 人	14.28 %	41,105 千円

■費目別援助額 （小・中学校合計額）

品目	金 額	割 合
学用品費 新入学用品	11,150 千円	27.12 %
社会科見学活動費	119 千円	0.29 %
校外活動費	258 千円	0.63 %
修学旅行費	5,064 千円	12.32 %
医療費	1,437 千円	3.50 %
学校給食費	23,077 千円	56.14 %
計	41,105 千円	100.00 %

第３章　計画の着実な推進のために

１　計画の周知及び関係機関との連携

「第２期島原市教育振興基本計画」は、「島原市教育方針」の理念や、平成２７年度に策定された島原市教育大綱及び第６次島原市市勢振興計画（平成２７年度中間見直し後）の教育分野における施策を具現化するためのアクションプランです。

この第２期基本計画を着実に推進していくためには、計画内容の周知を図り、市民の声を的確に把握しながら教育行政への反映に努めるとともに、関係各機関等と密接に連携し、各施策に取り組む必要があります。

このため、本基本計画に掲げる主な施策や具体的な取組、数値目標等について、広報紙、ホームページ、リーフレットなどを活用し、広く市民への周知を図ります。

また、各施策の実施にあたっては、庁内の関係部局はもとより関係の各機関・諸団体と緊密な連携を図るとともに、学校・家庭・地域との連携・協働に努めながら、効率的かつ効果的な事業の推進に取り組みます。

２　計画の進捗管理

教育委員会においては、平成２０年度から毎年、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況について点検及び評価を行い、学識経験者の所見を付した報告書（教育委員会事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書）を作成し、市議会に報告するとともに公表しています。

「第２期島原市教育振興基本計画」についても、同報告書により進捗状況の把握と点検・評価を行い、必要に応じて、課題と対応策の検討や施策の見直しなどの改善を行います。

用語解説

（１）学習指導要領（P7）

学習指導要領とは、学校で指導する内容を細かに定めた国の基準で、およそ１０年ごとに改訂されている。平成２８年度中の中央教育審議会答申を経て、小学校は平成３２年度から、中学校は平成３３年度から全面実施、高校は平成３４年度から年次進行により実施予定。

（２）アクティブ・ラーニング（P7）

教員による一方向的な講義形式の教育とは異なり、学修者の能動的な学修への参加を取り入れた教授・学習法の総称。問題解決学習、体験学習、調査学習等が含まれるが、教室内でのグループ・ディスカッション、ディベート、グループ・ワーク等も有効なアクティブ・ラーニングの方法である。

新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ～（答申）（平成 24 年 8 月 28 日）用語集より

（３）外国語指導助手（ＡＬＴ）（P10）

ＡＬＴとは Assistant Language Teacher の略で、中学校の英語科の授業で担当教諭の助手を務める。「語学指導等を行う外国青年招致事業（ＪＥＴプログラム）」により外国から招致している。

（４）外国語活動支援員（P11）

平成２０年度の新学習指導要領の改訂に伴い、小学校５・６年生に「外国語活動」が導入され、週１回学級担任が「聞くこと、話すこと」を中心とした英語の授業を行っている。外国語活動支援員は、各担任が実施する英語の授業の支援をはじめ、ＡＬＴ研修会の計画・立案等も行う。

（５）特別支援学級（P13）

障害のある児童・生徒がその能力に応じて等しく教育を受けるため、特別に編制された学級。平成１９年４月から「特別支援教育」が学校教育法に位置つけられ、すべての学級において障害のある児童・生徒の支援をさらに充実していくことになった。以前の特殊学級から変換が図られた。

（６）通級指導教室（P13）

小･中学校の通常学級に在籍している比較的軽度の障害のある児童･生徒に対して、主として各教科の指導を通常学級で行いながら、当該児童・生徒の障害に応じた特別の指導を行う教室。

（７）発達障害スクリーニング（P13）

５歳児健診において、健康診断内容に行動発達をチェックする項目を取り入れ、発達障害の早期発見を目的とした検査。

（８）個別の教育支援計画（P13）

医療、保健、福祉、教育、労働等の各機関が、乳幼児期から学校卒業後まで、障害のある子どもに一貫した支援を行うことができるようにするための計画。

（９）特別支援教育コーディネーター（P14）

学校内関係者や外部関係機関との連絡調整役。保護者に対する相談窓口、学級担任への支援、校内委員会の運営や推進役等の役割を担う教員。

(10) 島原大変肥後迷惑（P15）

寛政４年（1792 年）、普賢岳の火山性地震に伴い、眉山の南側山体が大崩壊を起こしたことで有明海に大津波が発生し、島原城下で標高１０m付近まで到達したとされる大規模な火山災害。対岸の肥後・天草（熊本県）にも多くの被害が及んだ。犠牲者は１万５千人、流出家屋は約６千戸とされる。

(11) 普賢岳噴火災害（P15）

平成２年１１月１７日の１９８年ぶりの噴火から、平成７年５月に噴火活動が停止するまでの間、島原市や南島原市深江町では、たび重なる火砕流や土石流の災害にみまわれた。その中でも、平成３年６月３日に発生した大火砕流は、死者４０人、行方不明３人という犠牲者を出し、大惨事となった。

(12) いのりの日（P15）

平成３年６月３日に発生した大火砕流をはじめ、普賢岳噴火災害で犠牲となった方々を追悼するため、島原市ではこの日を「いのりの日」とし、平成１０年から毎年、仁田団地に献花台を設けて祈念式典を行うとともに、大火砕流が発生した１６時８分に黙祷をささげ、犠牲となった方々のご冥福をお祈りしている。

(13) ジオパーク（P17）

大地の成り立ちや地形、地質をテーマにした一種の野外博物館。自然景観、地質、動植物等の自然環境、また、それらを利用した人々のくらし、歴史、文化のすべてを展示物と見なす。日本ジオパーク委員会では「大地の公園」という言葉を使用している。島原半島は、平成２１年８月２２日に「世界ジオパークネットワーク」への加盟が認められた。平成２８年８月１日には、香港ジオパークと姉妹提携を行った。

(14) 定点（P17）

報道関係者や研究者等が普賢岳の活動状況を継続的に観察するために訪れていた撮影ポイント。北上木場地区で火砕流が最もよく見える場所を「定点」と呼んでいた。

(15) わたしたちの島原市（P17）

市教育委員会が作成した小学校社会科の副教材の名称。３・４年生の地域学習で活用している。

(16) ジオサイト（P17）

貴重な地形や地層等を観察・体験できる場所。島原半島の主なジオサイトとして、平成新山、「島原大変」による眉山の崩壊跡（九十九島、白土湖等）、千々石断層、普賢岳噴火災害の遺構、島原湧水群、温泉群、「島原の乱」の史跡等があげられる。

(17) 平成新山ネイチャーセンター（P17）

平成１５年２月に開館し、雲仙火山の歴史から平成新山の誕生、平成新山を観測するシステム、火山と共生する動植物等を紹介している施設。屋外では、平成新山を間近に眺望することができ、また再生する自然や火砕流堆積物の様子等が観察できる。

(18) ＳＮＳ（P18）

Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略。

人と人とのつながり（コミュニケーション）をネット上で可能にしてくれるサービスやサイトのこと。

(19) 道徳教育推進教師（P18）

各学校において、校長の方針の下に、道徳教育の推進を主に担当する教師をいう。道徳の時間の充実、道徳用教材の整備、道徳教育の研修等、道徳教育推進教師を中心とした協力体制の確立に努めることが重要。

(20) ８月９日（P19）

長崎市に原爆が投下された「８月９日」を登校日に設定し、全小・中学校において平和学習を行っている。

(21) レファレンスサービス（P20）

図書館利用者が必要な情報・資料・回答等を求めた際に、図書館員等がその情報を提示したり、情報・文献探しの手伝いを行うサービス。

※レファレンス（Reference）：照会・照合、図書館調査係

(22) 長崎県の子どもにすすめる本５００選（P20）

県が子どもの読書の質の向上を図るための道標として選んだ５００冊の本。人としての生き方を見つめ、豊かな心がはぐくまれるような名作や、子どもの知的活動を促し興味・関心をもつような魅力的な本等が、子どもの発達段階に合わせて幅広い分野から選定されている。小学校低学年向け、中学年向け、高学年向け、中学校向け、高等学校向け、それぞれ１００冊ずつの合計５００冊。

(23) 島原市子どものいじめの防止等に関する条例（P21）

平成２７年３月２３日付で制定し、７月１日から施行。

いじめ防止は、小学校入学前の幼児期から取り組むことが肝要であり、家庭では、保護者によるしつけ、地域では、住民による見守りや声かけなどにより、子どもたちが安心して過ごせる環境づくりを市民一体となって目指す。

(24) エピペン（P24）

ハチ毒アレルギーや食物アレルギーなどによるアナフィラキシー発現時に、患者自身が自己注射する補助治療剤。

※アナフィラキシー（anaphylaxis）：急性アレルギー反応の一つで、生命の危険を伴うショック症状を引き起こす場合もある

(25) 第二次島原市食育推進計画（P25）

平成２７年３月に島原市が策定した計画。「周知から実践へ」をコンセプトに掲げ、生活習慣病の予防及び改善や、家庭における共食を通じた子どもへの食育の推進など、食育を市民運動として展開しようとするもの。

(26) チームとしての学校（P27）

学校が、複雑化・多様化した課題を解決し、生徒指導や特別支援教育等を充実していくためには、学校や教員が心理や福祉等の専門スタッフ等と連携・分担する体制を整備し、学校の機能を強化していくことが重要である。このような「チームとしての学校」の体制を整備することによって、教職員一人一人が自らの専門性を発揮するとともに、心理や福祉等の専門スタッフ等の参画を得て、課題の解決に求められる専門性や経験を補い、子どもの教育活動を充実していくことが期待できる。

(27) 中１ギャップ（P27）

小学校から中学校に進学した際、学習や生活の変化になじむことができず、いじめが増加したり、不登校になったりする現象。

(28) 島原半島３市特別支援教育連絡協議会（P28）

長崎県立島原特別支援学校に事務局を置き、校長が会長を努める。島原特別支援学校の高い専門性とリーダーシップにより、島原半島にある教育機関が連携し、特別支援教育の充実・振興を目指す。

(29) コミュニティ・スクール（P31）

「学校運営協議会制度」ともいい、保護者や地域と学校がともに知恵を出し合い、協働しながら子どもたちの豊かな成長を支えていく「地域とともにある学校づくり」を進める仕組みのこと。

(30) キャリア教育（P33）

経験の積み重ねにより、その段階での能力を身に付けさせて、将来の職業選択や実際に働くために望ましい職業観や勤労観を養う教育。端的にいうと、児童・生徒一人一人の望ましい勤労観・職業観を育てる教育。

※キャリア（Career）：職業・技能上の経験・経歴

(32) ココロねっこ運動（P34）

子どもたちの心の根っこを育てるために、大人のあり方を見直し、みんなで子どもを育てようという県民運動。島原市では、「地域ぐるみで子育てを」を合言葉に取り組んでいる。

(33) 青少年健全育成協議会（P34）

地区ぐるみで、青少年の健全育成と非行及び事故防止を図ることを目的とした団体。町内会・自治会・ＰＴＡ・子ども会・婦人会・高齢者団体・青年団等、社会教育関係団体及び青少年育成関係機関で構成される。

(34)「読み聞かせ」「ブックスタート」（P44）

「読み聞かせ」は、市保健センターの３歳児検診の際、保護者が医師の話を聞いている間、図書館職員が子どもたちに読み聞かせを行う取組。

「ブックスタート」は、乳児一人一人に絵本を開く楽しい体験させるとともに、絵本を手渡す取組。ボランティア、市保健センター、図書館が連携し、３か月検診時に実施している。

(35) レフェラルサービス（P44）

図書館利用者が求める情報の情報源（専門家、研究機関、他の図書館等）を知らせるサービス。

※レフェラル（Referral）：紹介・委託、図書館紹介係

(36) 島原の乱（P47）

寛永１４（1637 年）年に起こった日本の歴史上大規模な一揆の一つであり、勃発の原因は農民への重税、キリシタンへの弾圧等、複数の要素があるとされる。

(37) 肥前島原松平文庫（ひぜんしまばらまつだいらぶんこ）（P47）

旧島原藩主松平家が歴代にわたり、蒐集（しゅうしゅう）・所蔵していた古典籍類。廃藩置県後は、松平家の管理事務所に保管され、一部、旧制島原中学校の古典の教科書として利用されるなどしていたが、昭和２３年、島原公民館図書部に移管され、昭和３９年４月１０日、島原城天守閣復元竣工を記念して、松平家から島原市に正式に寄贈された。現在、島原図書館２階に修補保管され、島原市指定文化財に指定されている。

(38) 旧島原藩薬園跡（ただなりやくえんあと）（P47）

島原藩主松平忠誠は、天保１３年（1842 年）に、長崎で西洋医学を広めたドイツ人シーボルトの高弟で豊州佐田村（島原領）在住の賀来佐一郎を医師として招いて、翌１４年、藩の医学校「済衆館」の薬園に薬草を栽培させた。この薬園は手狭なうえに薬草の栽培には条件が良くなかったため、弘化３年（1846 年）、藩臣飯島義角を薬園主任として、雲仙岳眉山のふもとに薬園を開墾させた。

その後、嘉永年代になって、賀来、飯島の両名に命じて薬園の拡張工事を行わせ、嘉永６年（1853 年）に完成した。これが現在の薬園跡である。薬園跡の面積は約１万平方メートルであり、東、西、北の三方を石垣で囲み、南は堤防となっており、園内は通路をはさんで南、北に区分され、段々畑になっている。西隅に薬園方詰所跡、薬師仏の祠がある。昭和４９年から、発掘調査、遺構の復元・整備に着手。これまでに石垣、屋敷跡、建物跡、貯蔵穴、貯水槽等を復元し、当時の面影を再現している。

(39) 深溝世紀（P48）

旧島原藩主松平家の歴代当主の事績を記述した書物。松平家は、本家が後に徳川家と改めるが、一族が多数あり（俗に十六松平という）、それぞれの領する地名をとって何々松平と称した。島原藩主の家系はもともと三河国深溝（現愛知県幸田町）にあったため深溝松平と呼ばれる。

(40) 保存管理計画（P48）

昭和５１年２月１日に県教育委員会が策定したもので、この計画に基づき、薬園跡の公有化、発掘調査、史跡整備が行われた。

(41) 旧島原藩日記（P50）

寛文７年（1630 年）からの記述がある旧島原藩の日記。現在、島原市のほか、猛島神社（市に寄託）、慶応大学に保管されている。島原の歴史を語るうえで貴重な資料。

(42) 大野原遺跡展示館（P51）

島原市有明文化会館の建設に伴う大野原遺跡発掘調査で出土した縄文時代の土器、石器等を中心に市内の遺跡で発見された考古資料を展示している資料館。有明文化会館内に設置している。

(43) 伝統的建造物群保存地区制度（P52）

文化財保護法に規定する文化財種別の一つ。城下町や宿場町、門前町等の歴史的な集落・町並みの面的な保存を図る制度。

(44) インクルーシブ教育システム（P57）

人間の多様性の尊重等を強化し、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みです。

親（保護者）の役割

1 親としての「学び」

子どもは 親の背中を見ながら育ちます

子どもは、親の生き方や言動にふれながら多くのことを学びます。“学ぶ親”を目指しましょう。

2 親は「理解者・支援者」

子どもは 親の理解と支援があって力をつけます

子どもの良さを見つけ、しっかりほめ、応援し、子どもが自信と夢や志を持つように努めましょう。

3 親は生きる力の「伝授者」

子どもは 親の強くて温かい言葉を待っています

親の思いや願いをしっかり伝え、子どもの価値観や道徳性、生きる力をはぐくみましょう。

家庭・地域の役割

1 家族の団らん・きずな

家族の会話・ふれあいを大切に

会話は家族の基本です。子どもの話を良く聴き、心が通い合う家庭の雰囲気をつくりましょう。

2 家族の役割分担

家族一人ひとりが役割を持って

家族が共に働く中で、責任感・自立心・協調性などが育ちます。子どもに役割を持たせましょう。

3 地域全体で子育て

地域の行事には子どもと一緒に

子どもは地域の宝であり未来です。大人みんなが、子ども達に声をかけ、見守り、育てましょう。

心豊かでたくましく生きる島原っ子をはぐくむための しまばら 家庭教育 三・三・七拍子！

── 子どもに 愛と思いを伝え 手本を示し ほめて 叱って 見守って ──

我が家の目標 （家族で話し合って決め 家族みんなで取り組みましょう）

1 あいさつ・言葉づかい

あいさつは大きな声で自分から

「あいさつ」は、心と心をつなぐ魔法の言葉です。「正しい言葉づかい」は、豊かな心とあたたかい人間関係を築きます。

2 基本的な生活習慣

早寝・早起き・朝ごはん

規則正しい生活は、健康な心と身体を育てます。
まずは、朝一番自分で起床！
生活のリズムをつくりましょう。

3 家庭学習・読書

進んで勉強！ 楽しく読書！

家庭学習は確かな学力を身につけ、読書は豊かな心を育てます。
「毎日、机に向かう」ことを習慣にしましょう。

4 善悪の判断・社会的なルール

よく考えて して良いこと いけないこと

善し悪しの判断力を持つことや社会のルールを守って行動することは、人として生きる上での基本です。

5 思いやり・素直な心

言葉にしよう「ありがとう」「ごめんなさい」

思いやりや感謝の心を、素直に言葉にすることで、自分も相手も心があたたかくなり、より良い人間関係が築けます。

6 命の尊さ

かけがえのない命を大切に

命はひとつ。かけがえのない宝物です。
自分の命と、まわりのすべての命を大切にしましょう。

7 メディアとのつき合い方

使い方はルールを決めて

テレビ・スマホ・ゲーム機などの長時間の使用は、子どもの成長に良くない影響があります。家庭でルールをつくりましょう。

［ 島原市社会教育委員の会・島原市ＰＴＡ連合会・島原市青少年健全育成連絡協議会・島原市子ども会育成連絡協議会・島原市老人クラブ連合会・島原市婦人会連絡協議会・島原市町内会自治会連合会・島原市社会教育課 ］

資料 1

○　第2期島原市教育振興基本計画数値目標一覧

施策体系	努力事項	主な施策	具体的な取組	No.	成果指標名		計画期間（H29～H33） 現状の数値 年度	現状の数値	目標とする数値等 平成33年度	頁
1　生き抜く力を育む人づくり										
	1　確かな学力の育成									
		（1）島原市学力調査の実施								
			①　学力調査の実施							
				1	学力調査の対象学年と教科	中学校	28	1年生：国・数	1年生：国・数・英 2年生：国・数・英	8
		（2）授業改善の推進								
			②　「アクティブ・ラーニング」の視点を意識した授業							
				2	指導主事等の招聘学校数	小学校	27	8校	9校	8
						中学校	27	3校	5校	
		（3）きめ細かな指導の充実								
			②　学習支援員							
				3	学習支援員数	小学校	28	10人	13人	9
						中学校	28	5人	8人	
		（4）学びの習慣化								
			②　家庭学習							
				4	月～金曜までの１日当たりの勉強時間（１時間未満の割合）	小学校	27	小6　27.9%	20%未満	9
						中学校	27	中3　34.1%	25%未満	
	2　国際化への対応									
		（1）ＡＬＴの活用								
			①　ＡＬＴ配置							
				5	ＡＬＴの配置人数	中学校	28	4人	5人	10
			②　ＡＬＴ担当者会							
				6	小学生（高学年）の英会話力（簡単なコミュニケーション活動ができる）	小学校	28	―	90%	10
				7	中学生の英会話力（身近なことを英語で話すことができる）	中学校	28	―	70%	10
	3　特別支援教育の推進									
		（1）一人一人に応じた指導・支援の充実								
			③　個別の教育支援計画							
				8	個別の教育支援計画の策定状況（特別支援学級）	小学校	28	100%	100%	13
						中学校	28	100%	100%	
					個別の教育支援計画の策定状況（通級指導教室）	小学校	28	71%	100%	
						中学校	28	100%	100%	
		（2）指導体制の充実								
			②　学習支援員の活用							
				9	学習支援員の支援員数	小学校	28	10人	13人	13
						中学校	28	5人	8人	
	4　防災教育の推進									
		（1）防災計画の充実								
			③　通学路交通安全点検							
				10	通学路交通安全点検		28	―	100%	15

施策体系	努力事項	主な施策	具体的な取組	No.	成果指標名		計画期間（H29～H33）			頁
							現状の数値		目標とする数値等	
							年度		平成33年度	
		（４）ジオパークに関する取組								
			①　ジオパーク学習							
				11	ジオパーク学習実施学校数	小学校	27	9校	9校	17
						中学校	27	5校	5校	
	５　豊かな心の育成									
		（１）道徳教育の充実								
			③　「長崎っ子の心を見つめる教育週間」での授業公開							
				12	授業公開率	小学校	28	100%	100%を維持	18
						中学校	28	100%	100%を維持	
		（４）読書活動の推進								
			④　学校・家庭における読書活動の推進							
				13	不読者率	小学校	28	－	1%以下	20
						中学校	28	－	1%以下	
		（６）生徒指導の充実								
			①　いじめ防止							
				14	いじめによる重大事態発生件数	小・中学校	28	0	0	21
	６　健やかな体の育成									
		（３）健康教育の充実								
			①　フッ化物洗口事業の推進							
				15	12歳児のう歯率(本／1人平均)	小学校	27	1.2本	0.9本	24
	７　食に関する指導の充実									
		（２）給食を活用した食育の推進								
			③　地産地消の推進							
				16	県産品の使用重量割合		27	60%	72%	25
		（３）家庭・地域と連携した食育の推進								
			②　共食の普及啓発							
				17	一週間の共食回数	児童	26	10.9回	12回	26
						生徒	26	9.5回	10回	
	８　教職員の資質向上									
		（１）教職員研修の充実								
			⑤　英語研修							
				18	中学校英語教員の英語力：英検準１級、TOEIC７３０点程度以上		28	－	50%	28
	９　地域との連携・共同									
		（１）地域の教育力を生かした学習の推進								
			①　地域人材の活用							
				19	地域の人材活用（学校数）	小学校	27	9校	9校	31
						中学校	27	5校	5校	
		（２）信頼される学校づくりの推進								
			②　学校支援会議からコミュニティ・スクールへ							
				20	コミュニティ・スクール指定（学校数）	小・中学校	27	0校	1校	33

施策体系	努力事項	主な施策	具体的な取組	No.	成果指標名	計画期間（H29～H33）			頁
						現状の数値		目標とする数値等	
						年度		平成33年度	
2 強い絆と豊かな心で結ばれた地域づくり									
	1 「島原市ココロねっこ運動」の推進								
		（３）学校と地域社会の連携							
			② 放課後子ども学習室						
				21	１校当たりの参加児童生徒数	27	29人	40人	36
			③ スクールキッズ						
				22	１地区当たりの参加児童数	27	17人	20人	36
	2 地域の特性を生かした公民館活動の推進								
		（２）各種学級・講座の充実							
			⑤ 公民館自主講座						
				23	各種学級・講座実施数	27	518回	550回	39
			⑥ 島原市ひとづくり出前講座						
				24	出前講座開催回数	27	27回	50回	39
	4 図書館の充実								
		（１）図書館活動の推進							
			③ 子どもの読書活動の推進						
				25	図書貸出冊数	27	240,897冊	245,000冊	44
	6 文化財の保護								
		（４）各種文化財							
			② 指定文化財の保存・公開・活用						
				26	国登録文化財の数	27	31件	36件	51
					市内の指定文化財の数	27	94件	96件	
3 スポーツを通じた人づくり・地域づくり									
	1 ライフステージに応じた生涯スポーツの充実								
		（１）総合型スポーツクラブの普及・推進							
			① 総合型地域スポーツクラブ						
				27	総合型地域スポーツクラブ	28	1団体	3団体	53
4 安全で安心な教育環境づくり									
	1 学校施設の整備・充実								
		（１）学校施設の整備							
			① 学校施設の耐震対策						
				28	小・中学校校舎の非構造部材耐震化工事実施棟数	28	0棟	6棟	58
	4 修学支援の実施								
		（１）奨学金制度							
			① 島原市奨学金制度の運用						
				29	島原市内への定住人口数	28	0人	5人	63

（※）の成果指標は島原市市勢振興計画（第6次）でも設定しており、平成30年度の目標数値は同計画の数値です。

島原市教育振興基本計画検討委員会設置要綱

平成２３年５月２日教育委員会告示第６号
改正　平成２３年５月３０日教育委員会告示第８号
改正　平成２８年２月２６日教育委員会告示第４号
改正　平成２８年５月２日教育委員会告示第９号

（設置）
第１条　島原市における教育の振興に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するため、教育基本法（平成１８年法律第１２０号）第１７条第２項の規定に基づき、島原市教育振興基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
（任務）
第２条　委員会は、基本計画の内容について検討及び協議する。
（組織）
第３条　委員会は、１５名以内の委員をもって組織する。
２　委員は、教育委員会が委嘱し、又は任命する。
（委員の任期）
第４条　委員の任期は、基本計画が策定されるまでの間とする。
（会長等）
第５条　委員会に会長及び副会長を置く。
２　会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
３　会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
４　副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、その職務を代理する。
（会議）
第６条　委員会の会議は、会長が招集する。
２　会議は、委員の過半数の出席により成立する。
３　会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の時は会長の決するところによる。
４　会長が必要と認めたときは、関係者等を会議に出席させ、意見や説明を求めることができる。
（庶務）
第７条　委員会の庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。
（委任）
第８条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が定める。

附　則
（施行期日）
この要綱は、告示の日から施行する。
（経過措置）
この要綱の施行後最初に招集すべき委員会の会議は、第６条第１項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

附則（平成２３年５月３０日教育委員会告示第８号）
この要綱は、告示の日から施行する。
附則（平成２８年２月２６日教育委員会告示第４号）
この要綱は、告示の日から施行する。
附則（平成２８年５月２日教育委員会告示第９号）
この要綱は、告示の日から施行する。

第２期島原市教育振興基本計画検討委員会委員

No.	区分	所属団体等	氏名	備考
1	学校関係者	島原市校長会	入　江　靖　宏	
2	学校関係者	島原市校長会	中　村　展　祥	
3	学校関係者	島原市ＰＴＡ連合会	大　町　芳　聡	
4	学校関係者	島原市ＰＴＡ連合会	太　田　道　明	副会長
5	社会教育関係者	島原市社会教育委員の会	金　子　統太郎	
6	社会教育関係者	島原市青少年健全育成協議会	宮　﨑　善　金	
7	社会教育関係者	島原市文化財保護審議会	岩　永　泰　賢	
8	社会教育関係者	島原市民生委員児童委員連合会	塩　田　マ　ヤ	
9	スポーツ関係者	島原市スポーツ推進委員	廣　瀬　　朗	
10	スポーツ関係者	島原市スポーツ少年団	上　田　武　寛	
11	スポーツ関係者	教育研究会（体育部会）	大　槻　浩　二	
12	スポーツ関係者	教育研究会（体育部会）	野　中　豊　明	
13	学識経験者		宮　﨑　金　助	会長
14	公募	公募委員	岩　村　篤　子	
15	公募	公募委員	永　田　香代子	